

## 「オンライン利用率を大胆に引き上げる取組」の「対象から除外」又は「基本計画の策定が困難」と回答があった手続(2021年10月25日現在)

(注1)本資料は、「規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定)」において、「各府省は、手続件数、手続の性質、手続の受け手となる機関等に応じた優先順位を踏まえつつ、オンライン利用が100%のものなどを除き、原則として年間10万件以上の手続を含む事業の全てについて、28事業(上記a)に準じてオンライン利用率を引き上げる目標を設定した取組を行う」が決定されていることを踏まえ、「対象から除外」または「基本計画の策定が困難」と各府省から回答があった手続を一覧化したもの。

(注2)「策定対象から除外」する手続は、『規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定)』5頁aに列挙された28事業に含まれる手続』『オンライン利用率が100%の手続』『性質上オンライン化が適当でない手続』『廃止予定の手続』『実質的に可能な限界までオンライン利用率が引き上がっている手続』から選択。

(注3)「基本計画」の策定が困難な手続は、「合理的な理由から計画の策定自体が困難である手続」「合理的な理由から令和3年10月までに計画の策定が困難な手続」「所管府省及びデジタル庁と対応方針検討中の手続」から選択。

(注4)「手続ID」～「令和元年度オンライン手続件数」欄は、原則として「行政手続等の棚卸(令和2年度調査)」に準拠して各府省において記入。

所管府省	手続ID	手続名	根拠法令	手続主体	手続の受け手	オンライン化の実施状況	(令和元年度)総手続件数	(令和元年度)オンライン手続件数	手続の概要	基本計画策定の対象外、又は策定が困難とする理由	基本計画策定の対象外、又は策定が困難とする理由の詳細
内閣府	204038	児童手当の認定の請求	児童手当法施行規則	5 国民等	4-3 国又は地方等	1-1 実施済	400,000件程度(推計)	記入困難(統計を取っていないため)	児童手当等の支給を受けようとする者が、住所地の市町村長に対して、受給資格及びその額についての認定を請求する手続	(6)合理的な理由から計画の策定自体が困難である手続	本手続は、多くの場合、住所地の役所において他の手続(出生届、転入届など)と一連で行われるものであり、それらの手続と別個に本手続のみオンラインによる手続を求めることは、請求者の負担軽減に繋がらず、さらに手続漏れ等が発生する恐れがある。そのため、現時点においてオンライン利用率を目標として定めることは適切ではない。 ※オンラインによる手続を希望する方については、現在もオンライン申請が可能となっている。 ※他の手続(出生届、転入届など)のオンライン利用率向上(基本計画の策定)については、「規制改革実施計画」(令和3年6月18日閣議決定)等に基づき、内閣府規制改革推進室から政府全体の方針を示すとともに、所管府省へ取組みを求めているものであり、当方から所管府省への相談等は行っていないが、それらの手続(出生届、転入届など)のオンライン利用率向上の取組みや目途に応じて、本手続についても時期を併せて検討を行うことは可能。
内閣府	204039	児童手当の額改定請求(増額)	児童手当法施行規則	5 国民等	4-3 国又は地方等	1-1 実施済	460,000件程度(推計)	記入困難(統計を取っていないため)	児童手当等の支給を受けている者について、その額が増額する事由(出生等)が生じた場合に、改定後の額についての認定を請求する手続	(6)合理的な理由から計画の策定自体が困難である手続	本手続は、多くの場合、住所地の役所において他の手続(出生届、転入届など)と一連で行われるものであり、それらの手続と別個に本手続のみオンラインによる手続を求めることは、請求者の負担軽減に繋がらず、さらに手続漏れ等が発生する恐れがある。そのため、現時点においてオンライン利用率を目標として定めることは適切ではない。 ※オンラインによる手続を希望する方については、現在もオンライン申請が可能となっている。 ※他の手続(出生届、転入届など)のオンライン利用率向上(基本計画の策定)については、「規制改革実施計画」(令和3年6月18日閣議決定)等に基づき、内閣府規制改革推進室から政府全体の方針を示すとともに、所管府省へ取組みを求めているものであり、当方から所管府省への相談等は行っていないが、それらの手続(出生届、転入届など)のオンライン利用率向上の取組みや目途に応じて、本手続についても時期を併せて検討を行うことは可能。
内閣府	204041	児童手当の受給資格及び所得に関する現況の届出	児童手当法施行規則	5 国民等	4-3 国又は地方等	1-1 実施済	約950万件(推計)	約1.4万件	受給者が毎年6月1日から同月30日までの間に、その年の6月1日における状況を届け出る手続	(1)「規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定)」5頁aに列挙された28事業に含まれる手続	児童手当の受給資格及び所得に関する現況の届出(内閣府)
警察庁	107398	被留置受刑者以外の被留置者への弁護人からの面会の申出	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律	6 民間事業者等	3 地方等	2-1 未実施	570,000	0	留置施設に収容されている被留置者に弁護人が接見のための申出をするもの	(7)合理的な理由から令和3年10月までに計画の策定が困難な手続	「IT新戦略」等を踏まえて法務大臣の指示に基づいて開催されている「刑事手続における情報通信技術の活用に関する検討会」における検討の結果(取りまとめの目録は令和3年度末)を踏まえた上で基本計画を策定する必要があるため。
警察庁	107399	被留置受刑者以外の被留置者への弁護人以外の者からの面会の申出	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律	5 国民等	3 地方等	2-1 未実施	290,000	0	留置施設に収容されている被留置者に弁護人以外の者が面会のための申出をするもの	(7)合理的な理由から令和3年10月までに計画の策定が困難な手続	「IT新戦略」等を踏まえて法務大臣の指示に基づいて開催されている「刑事手続における情報通信技術の活用に関する検討会」における検討の結果(取りまとめの目録は令和3年度末)を踏まえた上で基本計画を策定する必要があるため。
警察庁	111812	自弁物品の使用の申出	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律	5 国民等	3 地方等	2-1 未実施	1 約10万件以上	0	被留置者が留置担当官等に対して行う、衣類や食料品等の自弁のものを使用したい旨の申出	(6)合理的な理由から計画の策定自体が困難である手続	留置場内において口頭で行われている手続であり、保安上の観点から留置場内においてオンライン端末を使用させることは適当ではないため。
警察庁	111835	被留置者への差入れの申出	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律	5 国民等	3 地方等	2-1 未実施	1 約10万件以上	0	留置施設内に収容中の被留置者への差入れの申出	(7)合理的な理由から令和3年10月までに計画の策定が困難な手続	「IT新戦略」等を踏まえて法務大臣の指示に基づいて開催されている「刑事手続における情報通信技術の活用に関する検討会」における検討の結果(取りまとめの目録は令和3年度末)を踏まえた上で基本計画を策定する必要があるため。

所管府省	手続ID	手続名	根拠法令	手続主体	手続の受手	オンライン化の実施状況	(令和元年度)総手続件数	(令和元年度)オンライン手続件数	手続の概要	基本計画策定の対象外、又は策定が困難とする理由	基本計画策定の対象外、又は策定が困難とする理由の詳細
警察庁	111821	領置金の使用申請	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律	5 国民等	3 地方等	2-1 未実施	1 約10万件以上	0	被留置者が留置担当官等に対して行う、領置金を自弁物品等の購入等に充てるために使用したい旨の申出	(6)合理的な理由から計画の策定自体が困難である手続	留置担当官と被留置者は容易に対面できる状態にあり、保安上の観点から留置場内においてオンライン端末を使用させることも適当ではないため。
警察庁	111822	保管私物、領置物品の他者への交付申請	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律	5 国民等	3 地方等	2-1 未実施	1 約10万件以上	0	被留置者が留置担当官等に対して行う、保管私物や領置物品を他者へ交付したい旨の申出	(6)合理的な理由から計画の策定自体が困難である手続	留置担当官と被留置者は容易に対面できる状態にあり、保安上の観点から留置場内においてオンライン端末を使用させることも適当ではないため。
警察庁	111827	調髪、ひげそりの申出	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律	5 国民等	3 地方等	2-1 未実施	1 約10万件以上	0	被留置者が留置担当官等に対して行う、調髪やひげそりをしたい旨の申出	(6)合理的な理由から計画の策定自体が困難である手続	留置担当官と被留置者は容易に対面できる状態にあり、保安上の観点から留置場内においてオンライン端末を使用させることも適当ではないため。
警察庁	107406	信書の発信申請	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律	5 国民等	3 地方等	2-1 未実施	1 約10万件以上	0	被留置者が留置担当官等に対して行う、信書発信の申請	(6)合理的な理由から計画の策定自体が困難である手続	留置担当官と被留置者は容易に対面できる状態にあり、保安上の観点から留置場内においてオンライン端末を使用させることも適当ではないため。
警察庁	115831	家族等への通知の申出	被留置者の留置に関する規則	5 国民等	3 地方等	2-1 未実施	1 約10万件以上	0	被留置者の申出により、警察官が被留置者の希望する家族等へ電話連絡するもの	(6)合理的な理由から計画の策定自体が困難である手続	留置場内において口頭で行われている手続であり、保安上の観点から留置場内においてオンライン端末を使用させることは適当ではないため。
警察庁	107435	被留置者からの弁護人選任等の申出	被留置者の留置に関する規則	5 国民等	3 地方等	2-1 未実施	1 約10万件以上	0	被留置者が留置担当官等に行う、弁護人選任等の申出	(6)合理的な理由から計画の策定自体が困難である手続	留置担当官と被留置者は容易に対面できる状態にあり、保安上の観点から留置場内においてオンライン端末を使用させることも適当ではないため。
警察庁	2850	道路使用許可の申請	道路交通法	国民等、民間事業者等	地方等	実施済	3,546,710	8,127	道路交通法第77条第1項各号に掲げる行為をしようとする者は、所轄警察署長に道路交通法施行規則別記様式第6の申請書及び添付書類を提出しなければならないこととされている。	(1)「規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定)」5頁aに列挙された28事業に含まれる手続	道路使用許可の申請(警察庁)
警察庁	2853	自動車の保管場所証明の申請	自動車の保管場所の確保等に関する法律	国民等、民間事業者等	地方等	実施済	7,750,000程度	1,200,000程度	自動車の新規登録を受けようとする者が、自動車の保管場所を確保していることを証する書面の交付等を警察署長に申請する。	(1)「規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定)」5頁aに列挙された28事業に含まれる手続	自動車の保管場所証明の申請(警察庁)
警察庁	2919	免許証の再交付の申請	道路交通法	国民等	地方等	未実施	547,564	未実施	各都道府県の運転免許センター等において、「運転免許証再交付申請書」(道路交通法施行規則別記様式第17)に必要事項を記載の上提出する。その際、当該申請に係る運転免許証(運転免許証を亡失し、又は滅失した場合は、その事実を証するに足る書類)と申請用写真を添付する。	(1)「規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定)」5頁aに列挙された28事業に含まれる手続	免許証の再交付の申請(警察庁)
警察庁	221410	疑わしい取引の届出	犯罪による収益の移転防止に関する法律	6 民間事業者等	4-3 国又は地方等	1-1 実施済	443,893	440,187	特定事業者(一部の特定事業者を除く。)は、業務で収受した財産が犯罪収益である疑いがあると判断した場合等に所管行政庁へその旨を届け出ることが義務付けられている。	(5)実質的に可能な限界までオンライン利用率が引き上がっている手続	現在オンライン手続を利用せず届け出ている事業者は、社内のセキュリティポリシー上、システムプログラムのインストールや社外システムとの接続には事前の申請・許可が必要とされており、疑わしい取引の届出については社外システムとの接続等が許可されていないなどの理由から、非オンラインでの届出を行っているものであり、これ以上オンライン利用率を引き上げることは困難。なお、手続をデジタルオンリーとすることは、犯収法が特定事業者に疑わしい取引の届出義務を課しているにもかかわらず、かえって当該義務の履行に係る負担を重くすることとなり事業者にとって不利益となるため適切ではない。

所管府省	手続ID	手続名	根拠法令	手続主体	手続の相手	オンライン化の実施状況	(令和元年度)総手続件数	(令和元年度)オンライン手続件数	手続の概要	基本計画策定の対象外、又は策定が困難とする理由	基本計画策定の対象外、又は策定が困難とする理由の詳細
警察庁	2955	停止処分者講習の申出	道路交通法施行規則第38条第3項第1号	国民等	地方等	未実施	170,305件 (令和元年中、停止処分者講習受講者数)	未実施	免許の保留、免許の効力の停止又は6月を超えない範囲内の自動車等の運転の禁止を受けた者に対する講習(道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の2第1項第3号)(いわゆる停止処分者講習)は、これらの処分を受けた者からの申出により行われる。	(6)合理的な理由から計画の策定自体が困難である手続	停止処分者講習は、自動車等の運転に関する違反行為等をして一定の基準に該当したことにより免許の効力の停止等の処分を受けた者の申出によって行われる、運転技能や法令の知識に関する講習であり、当該講習を受講することにより免許の効力の停止等の期間を短縮できる(道路交通法第90条第12項、第103条第10項、第107条の5第3項)ものである。免許の効力の停止及び6月を超えない範囲内の自動車等の運転の禁止の際には、処分の内容及び理由を記載した書面を交付するとともに、当該処分の内容を口頭で告知することとされており(道路交通法第104条の3第1項、第107条の5第11項、道路交通法施行規則第30条の4、第37条の5の2第1項)、処分に係る者は免許センター等に出頭することとなる。 停止処分者講習の申出の具体的な手続について法令上の定めはないが、免許センター等に出頭して行政処分を受けたその日に申出を行い講習を受講するパターンが一般的であることから、停止処分者講習の申出のオンライン化が、受講者の来所回数や手続負担を軽減させるとは評価できず、利便性の向上に資するとは言えない。 なお、書面の交付(道路交通法第104条の3第1項)及び口頭での告知(道路交通法施行規則第30条の4)について、法令上、対面であることを義務付けられているものではないが、これらを対面で行い、処分を受ける者の身分確認並びに処分内容及び理由の告知を確実にすること、処分を受ける者に処分内容を確実に理解させるとともに、その権利保護を図っている。また、書面の交付等を対面で行うことにより、権限のある警察職員が被処分者に処分内容を認識させたことが外形的に明らかとなり、そのこと後の処分違反の刑事手続において当該職員の証言等によって立証可能であることが担保されることにより、処分違反が抑止され、処分の実効性が確保されることとなる。さらに、対面で処分内容及び理由の告知をした上で、処分を受ける者から免許証の提出を確実に受ける(道路交通法第107条第3項)ことにより、処分を受けた者による処分期間内の運転を防止し、道路交通の安全の確保を図っている。 口頭での告知の内容について、法令上は「当該処分の内容(道路交通法施行規則第30条の4)と定められている。実際の運用においては、処分書の記載内容の確認に加え、違反行為を行った者と処分を受ける者が同一人物であることを確認するとともに、処分期間内に運転を行った場合は無免許運転に該当するため、運転をしないよう指導している。
金融庁	3607	協会による生命保険募集人の登録、変更、廃業等の届出	保険業法	6 民間事業者等	1 国	1-1 実施済	406,352	406,352	届出に関しては生命保険協会等のシステムを利用することで、完全オンラインで当庁へ申請がなされている。なお、登録手数料等納付のキャッシュレス化については、今後、当庁においてシステム開発を行い、令和4年度下期に運用開始予定。	(2)オンライン利用率が100%の手続	
総務省	112072	環境性能割の申告納付	地方税法	7 国民等、民間事業者等	3 地方等	1-1 実施済	16,249,836	1,362,850	自動車の取得者は、取得価額等必要な事項を都道府県知事に申告するとともに、その申告に係る環境性能割額の納付を行う。	(1)「規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定)」5頁aに列挙された28事業に含まれる手続	自動車税関連手続(総務省)
総務省	10338	種別割の賦課徴収に関する必要事項の申告、報告	地方税法	7 国民等、民間事業者等	3 地方等	1-1 実施済	16,249,836	1,362,850	自動車の所有者は、道路運送車両法に規定する新規登録、移転登録等をした場合には、種別割の賦課徴収に関し必要な事項を都道府県知事に申告又は報告を行う。	(1)「規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定)」5頁aに列挙された28事業に含まれる手続	自動車税関連手続(総務省)
総務省	12616	危険物取扱者免状の書換申請	危険物の規制に関する政令	5 国民等	3 地方等	2-1 未実施	117,596	0	免状の書換について、免状を公布した都道府県知事又は居住地若しくは勤務地の都道府県知事に申請する。	(7)合理的な理由から令和3年10月までに計画の策定が困難な手続	危険物取扱者免状のデジタル化の実現可能性を検討しており、一般社団法人消防試験研究センター等と、スキームの構築や手数料額の取扱いも含めた調整が必要になること、10月までの基本計画策定は不可能である。
総務省	12615	危険物取扱者試験の受験申請	消防法	5 国民等	4-2 独立行政法人等又は地方	1-1 実施済	363,386	118,229	一般社団法人消防試験研究センターに試験の受験申請を行う。	(7)合理的な理由から令和3年10月までに計画の策定が困難な手続	危険物取扱者免状のデジタル化の実現可能性を検討しており、一般社団法人消防試験研究センター等と、スキームの構築や手数料額の取扱いも含めた調整が必要になること、10月までの基本計画策定は不可能である。

所管府省	手続ID	手続名	根拠法令	手続主体	手続の受手	オンライン化の実施状況	(令和元年度)総手続件数	(令和元年度)オンライン手続件数	手続の概要	基本計画策定の対象外、又は策定が困難とする理由	基本計画策定の対象外、又は策定が困難とする理由の詳細
総務省	9108	本人等による住民票の写し等の交付請求	住民基本台帳法	5 国民等	3 地方等	1-1 実施済	64513502の内数		市町村が備える住民基本台帳に記録されている者は、当該市町村の市町村長に対し、自己又は自己と同一の世帯に属する者に係る住民票の写しの交付を請求することができる。	(7)合理的な理由から令和3年10月までに計画の策定が困難な手続	市町村の住民記録システムについては、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、令和7年度までに国において策定した統一な基準(標準仕様)に適合したシステムに移行することが目指されており、具体的には、各市町村において下記の工程が想定されている。 ・令和3年度～令和4年度:推進体制立ち上げ、現行システムの概要調査、現行システムと標準仕様との比較、移行計画作成 ・令和5年度～令和7年度:システム移行時の設定、データ移行、テスト・研修、条例・規則等の改正、既存環境の設定変更 このように、令和7年度に向けて、現行システムと標準仕様システムとの差異の分析やそれに伴う業務への影響の確認などの準備行為、データ移行などのシステム移行作業等を行う必要があり、各団体の現行システムの契約の更新のタイミングも考慮しながら、各団体の検討や調整が進められているところであり、そうした状況の中で、オンライン利用率について一律に目標を設け、実効的な計画を策定することは困難であると考えております。
総務省	9110	本人等以外による住民票の写し等の交付申出	住民基本台帳法	5 国民等	3 地方等	1-1 実施済	64513502の内数		市町村長は、当該市町村が備える住民基本台帳について、自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために住民票の記載事項を確認する必要がある者等から住民票の写し又は住民票記載事項証明書が必要である旨の申し出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該申出をする者に当該住民票の写し又は住民票記載事項証明書を交付することができる。	(7)合理的な理由から令和3年10月までに計画の策定が困難な手続	市町村の住民記録システムについては、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、令和7年度までに国において策定した統一な基準(標準仕様)に適合したシステムに移行することが目指されており、具体的には、各市町村において下記の工程が想定されている。 ・令和3年度～令和4年度:推進体制立ち上げ、現行システムの概要調査、現行システムと標準仕様との比較、移行計画作成 ・令和5年度～令和7年度:システム移行時の設定、データ移行、テスト・研修、条例・規則等の改正、既存環境の設定変更 このように、令和7年度に向けて、現行システムと標準仕様システムとの差異の分析やそれに伴う業務への影響の確認などの準備行為、データ移行などのシステム移行作業等を行う必要があり、各団体の現行システムの契約の更新のタイミングも考慮しながら、各団体の検討や調整が進められているところであり、そうした状況の中で、オンライン利用率について一律に目標を設け、実効的な計画を策定することは困難であると考えております。
総務省	9111	本人等以外による住民票の写し等の交付申出(特定受任者)	住民基本台帳法	6 民間事業者等	3 地方等	1-1 実施済	64513502の内数		市町村長は、当該市町村が備える住民基本台帳について、特定事務受任者から、受任している事件又は事務の依頼者が自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために住民票の記載事項を確認する必要がある者等に該当することを理由として、住民票の写し又は住民票記載事項証明書が必要である旨の申し出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該特定事務受任者に当該住民票の写し又は住民票記載事項証明書を交付することができる。	(7)合理的な理由から令和3年10月までに計画の策定が困難な手続	市町村の住民記録システムについては、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、令和7年度までに国において策定した統一な基準(標準仕様)に適合したシステムに移行することが目指されており、具体的には、各市町村において下記の工程が想定されている。 ・令和3年度～令和4年度:推進体制立ち上げ、現行システムの概要調査、現行システムと標準仕様との比較、移行計画作成 ・令和5年度～令和7年度:システム移行時の設定、データ移行、テスト・研修、条例・規則等の改正、既存環境の設定変更 このように、令和7年度に向けて、現行システムと標準仕様システムとの差異の分析やそれに伴う業務への影響の確認などの準備行為、データ移行などのシステム移行作業等を行う必要があり、各団体の現行システムの契約の更新のタイミングも考慮しながら、各団体の検討や調整が進められているところであり、そうした状況の中で、オンライン利用率について一律に目標を設け、実効的な計画を策定することは困難であると考えております。
総務省	9112	戸籍の附票に記載されている者等による戸籍の附票の写しの交付請求	住民基本台帳法	5 国民等	3 地方等	1-1 実施済	6266080の内数		市町村が備える戸籍の附票に記載されている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属は、当該市町村の市町村長に対し、これらの者に係る戸籍の附票の写しの交付を請求することができる。	(7)合理的な理由から令和3年10月までに計画の策定が困難な手続	市町村の住民記録システムについては、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、令和7年度までに国において策定した統一な基準(標準仕様)に適合したシステムに移行することが目指されており、具体的には、各市町村において下記の工程が想定されている。 ・令和3年度～令和4年度:推進体制立ち上げ、現行システムの概要調査、現行システムと標準仕様との比較、移行計画作成 ・令和5年度～令和7年度:システム移行時の設定、データ移行、テスト・研修、条例・規則等の改正、既存環境の設定変更 このように、令和7年度に向けて、現行システムと標準仕様システムとの差異の分析やそれに伴う業務への影響の確認などの準備行為、データ移行などのシステム移行作業等を行う必要があり、各団体の現行システムの契約の更新のタイミングも考慮しながら、各団体の検討や調整が進められているところであり、そうした状況の中で、オンライン利用率について一律に目標を設け、実効的な計画を策定することは困難であると考えております。

所管府省	手続ID	手続名	根拠法令	手続主体	手続の受手	オンライン化の実施状況	(令和元年度)総手続件数	(令和元年度)オンライン手続件数	手続の概要	基本計画策定の対象外、又は策定が困難とする理由	基本計画策定の対象外、又は策定が困難とする理由の詳細
総務省	9114	戸籍の附票に記載されている者等以外からの戸籍の附票の写しの交付申出	住民基本台帳法	5 国民等	3 地方等	1-1 実施済	6266080の内数		市町村長は、当該市町村が備える戸籍の附票について、自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために戸籍の附票の記載事項を確認する必要がある者等から、戸籍の附票の写しが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該申出をする者に当該戸籍の附票の写しを交付することができる。	(7)合理的な理由から令和3年10月までに計画の策定が困難な手続	市町村の住民記録システムについては、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、令和7年度までに国において策定した統一標準(標準仕様)に適合したシステムに移行することが目指されており、具体的には、各市町村において下記の工程が想定されている。 ・令和3年度～令和4年度：推進体制立ち上げ、現行システムの概要調査、現行システムと標準仕様との比較、移行計画作成 ・令和5年度～令和7年度：システム移行時の設定、データ移行、テスト・研修、条例・規則等の改正、既存環境の設定変更 このように、令和7年度に向けて、現行システムと標準仕様システムとの差異の分析やそれに伴う業務への影響の確認などの準備行為、データ移行などのシステム移行作業等を行う必要があり、各団体の現行システムの契約の更新のタイミングも考慮しながら、各団体の検討や調整が進められているところであり、そうした状況の中で、オンライン利用率について一律に目標を設け、実効的な計画を策定することは困難であると考えております。
総務省	9115	戸籍の附票に記載されている者等以外からの戸籍の附票の写しの交付申出(特定受任者)	住民基本台帳法	6 民間事業者等	3 地方等	1-1 実施済	6266080の内数		市町村長は、当該市町村が備える戸籍の附票について、特定事務受任者から、受任している事件又は事務の依頼者が、自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために戸籍の附票の記載事項を確認する必要がある者等に該当することを理由として、戸籍の附票の写しが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該特定事務受任者に当該戸籍の附票の写しを交付することができる。	(7)合理的な理由から令和3年10月までに計画の策定が困難な手続	市町村の住民記録システムについては、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、令和7年度までに国において策定した統一標準(標準仕様)に適合したシステムに移行することが目指されており、具体的には、各市町村において下記の工程が想定されている。 ・令和3年度～令和4年度：推進体制立ち上げ、現行システムの概要調査、現行システムと標準仕様との比較、移行計画作成 ・令和5年度～令和7年度：システム移行時の設定、データ移行、テスト・研修、条例・規則等の改正、既存環境の設定変更 このように、令和7年度に向けて、現行システムと標準仕様システムとの差異の分析やそれに伴う業務への影響の確認などの準備行為、データ移行などのシステム移行作業等を行う必要があり、各団体の現行システムの契約の更新のタイミングも考慮しながら、各団体の検討や調整が進められているところであり、そうした状況の中で、オンライン利用率について一律に目標を設け、実効的な計画を策定することは困難であると考えております。
総務省	9062	転入届	住民基本台帳法	5 国民等	3 地方等	2-1 未実施	4,807,504		転入(新たに市町村の区域内に住所を定めることをい、出生による場合を除く。)をした者は、転入をした日から十四日以内に、その氏名・住所・続柄等の事項を市町村長に書面により届け出なければならない。市町村長は、この場合において、現に届出の任に当たっている者が本人であるかどうかの確認をするため氏名等を示す書類の提示若しくは提出又は説明を求めるものとする。	(3)性質上オンライン化が適当でない手続	
総務省	9063	転居届	住民基本台帳法	5 国民等	3 地方等	2-1 未実施	2,360,658		転居(一の市町村の区域内において住所を変更することをいう。)をした者は、転居をした日から十四日以内に、その氏名・住所・続柄等の事項を市町村長に書面により届け出なければならない。市町村長は、この場合において、現に届出の任に当たっている者が本人であるかどうかの確認をするため氏名等を示す書類の提示若しくは提出又は説明を求めるものとする。	(3)性質上オンライン化が適当でない手続	
総務省	9064	転出届(第24条の2第1項及び第2項の規定の適用を受ける場合を除く。)	住民基本台帳法	5 国民等	3 地方等	2-1 未実施	3,730,213		転出をする者は、あらかじめ、その氏名、転出先及び転出の予定年月日を市町村長に届け出なければならない。	(3)性質上オンライン化が適当でない手続	
総務省	9065	世帯変更届	住民基本台帳法	5 国民等	3 地方等	2-1 未実施	912182の内数		転入・転居の場合を除くほか、その属する世帯又はその世帯主に変更があった者は、その変更があった日から十四日以内に、その氏名、変更があった事項及び変更があった年月日を市町村長に書面により届け出なければならない。市町村長は、この場合において、現に届出の任に当たっている者が本人であるかどうかの確認をするため氏名等を示す書類の提示若しくは提出又は説明を求めるものとする。	(3)性質上オンライン化が適当でない手続	

所管府省	手続ID	手続名	根拠法令	手続主体	手続の受手	オンライン化の実施状況	(令和元年度)総手続件数	(令和元年度)オンライン手続件数	手続の概要	基本計画策定の対象外、又は策定が困難とする理由	基本計画策定の対象外、又は策定が困難とする理由の詳細
総務省	9116	中長期在留者等が住所を定めた場合の転入届	住民基本台帳法	5 国民等	3 地方等	2-1 未実施	4807504の内数		中長期在留者等が国外から転入をした場合には、当該中長期在留者等は、転入をした日から十四日以内に、その氏名・住所・続柄等の事項を市町村長に書面により届け出なければならない。市町村長は、この場合において、現に届出の任に当たっている者が本人であるかどうかの確認をするため氏名等を示す書類の提示若しくは提出又は説明を求めるものとする。	(3)性質上オンライン化が適当でない手続	
総務省	9117	住所を有する者が中長期在留者等となった場合の届出	住民基本台帳法	5 国民等	3 地方等	2-1 未実施	4807504の内数		日本の国籍を有しない者で市町村の区域内に住所を有するものが中長期在留者等となった場合には、当該中長期在留者等となった者は、中長期在留者等となった日から十四日以内に、その氏名・住所・続柄等の事項を市町村長に書面により届け出なければならない。市町村長は、この場合において、現に届出の任に当たっている者が本人であるかどうかの確認をするため氏名等を示す書類の提示若しくは提出又は説明を求めるものとする。	(3)性質上オンライン化が適当でない手続	
総務省	9118	外国人住民の世帯主との続柄の変更の届出	住民基本台帳法	5 国民等	3 地方等	2-1 未実施	912182の内数		世帯主でない外国人住民であってその世帯主(外国人住民であるものに限る。)との続柄に変更があったものは、その変更があった日から十四日以内に、その氏名、世帯主との続柄及び変更があった年月日を市町村長に書面により届け出なければならない。市町村長は、この場合において、現に届出の任に当たっている者が本人であるかどうかの確認をするため氏名等を示す書類の提示若しくは提出又は説明を求めるものとする。	(3)性質上オンライン化が適当でない手続	
総務省	9119	外国人住民の世帯主との続柄を証する文書の提出	住民基本台帳法	5 国民等	3 地方等	2-1 未実施	912182の内数		世帯主でない外国人住民であってその世帯主が外国人住民であるものは、転入届等をすときは、世帯主との続柄を証する文書を添えて、書面により届け出なければならない。市町村長は、この場合において、現に届出の任に当たっている者が本人であるかどうかの確認をするため氏名等を示す書類の提示若しくは提出又は説明を求めるものとする。	(3)性質上オンライン化が適当でない手続	
総務省	9121	署名用電子証明書の発行の申請	電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律	国民等	独立行政法人等(地方公共団体情報システム機構)	実施済	5,105,746		マイナンバーカードに係る電子証明書のうち、署名用電子証明書の発行申請手続。市町村の窓口において、対面で本人確認を行う必要がある。	(6)合理的な理由から計画の策定自体が困難である手続	マイナンバーカードの申請・交付の手続には、申請者の利便性向上のため、主として①交付時来庁方式(郵送又はオンラインで申請し、交付時に市区町村窓口で対面での本人確認を行った上でカードを受け取る方式)と②申請時来庁方式(市区町村窓口で対面での本人確認を行った上で申請し、郵便等により自宅でカードを受け取る方式)の2つの方式があり、手続中、対面での本人確認が必須となっています。これは、マイナンバーカードの電子証明書について国際的な基準(NIST SP800-63-A)において規定されている身元確認保証レベルを最高位のものとする観点からも必須です。今回の照会において申請時に着目した形でオンライン化率を引き上げる計画を策定することは、交付申請者の選択肢を交付時来庁方式に限定することにつながるため、計画の策定が困難であると考えています。

所管府省	手続ID	手続名	根拠法令	手続主体	手続の相手	オンライン化の実施状況	(令和元年度)総手続件数	(令和元年度)オンライン手続件数	手続の概要	基本計画策定の対象外、又は策定が困難とする理由	基本計画策定の対象外、又は策定が困難とする理由の詳細
総務省	10040	利用者証明用電子証明書の発行の申請	電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律	国民等	独立行政法人等(地方公共団体情報システム機構)	実施済	5,396,513		マイナンバーカードに係る電子証明書のうち、利用者証明用電子証明書の発行申請手続。市町村の窓口において、対面で本人確認を行う必要がある。	(6)合理的な理由から計画の策定自体が困難である手続	マイナンバーカードの申請・交付の手続には、申請者の利便性向上のため、主として①交付時来庁方式(郵送又はオンラインで申請し、交付時に市区町村窓口で対面での本人確認を行った上でカードを受け取る方式)と②申請時来庁方式(市区町村窓口で対面での本人確認を行った上で申請し、郵便等により自宅でカードを受け取る方式)の2つの方式があり、手続中、対面での本人確認が必須となっています。これは、マイナンバーカードの電子証明書について国際的な基準(NIST SP800-63-A)において規定されている身元確認保証レベルを最高位のものとする観点からも必須です。今回の照会において申請時に着目した形でオンライン化率を引き上げる計画を策定することは、交付申請者の選択肢を交付時来庁方式に限定することにつながるため、計画の策定が困難であると考えています。
総務省	10090	個人番号カードの再交付申請	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令	国民等	地方等	実施済	2,595,122		既に交付を受けているマイナンバーカードを紛失した場合等における再交付に関する手続。申請時又は交付時に、市町村の窓口において、対面での本人確認を実施している。	(6)合理的な理由から計画の策定自体が困難である手続	マイナンバーカードの申請・交付の手続には、申請者の利便性向上のため、主として①交付時来庁方式(郵送又はオンラインで申請し、交付時に市区町村窓口で対面での本人確認を行った上でカードを受け取る方式)と②申請時来庁方式(市区町村窓口で対面での本人確認を行った上で申請し、郵便等により自宅でカードを受け取る方式)の2つの方式があり、手続中、対面での本人確認が必須となっています。これは、マイナンバーカードの電子証明書について国際的な基準(NIST SP800-63-A)において規定されている身元確認保証レベルを最高位のものとする観点からも必須です。今回の照会において申請時に着目した形でオンライン化率を引き上げる計画を策定することは、交付申請者の選択肢を交付時来庁方式に限定することにつながるため、計画の策定が困難であると考えています。
総務省	8921	行政相談の申出	総務省設置法	5 国民等	1 国	1-1 実施済	163,689	9,450	行政相談は、担当行政機関とは異なる立場から、行政などへの苦情や意見、要望を受け、その解決や実現を促進するとともに、行政の制度や運営の改善に生かす仕組みである。	(6)合理的な理由から計画の策定自体が困難である手続	当該手続は、対面、電話、FAX、電子メールで受け付けており、オンライン化(平成10年)はすでに実施済みであるが、行政相談の申出の特徴として、相談者からの相談に対し、職員や行政相談委員が双方向の対話により対応することが多く、オンライン利用率の高低は申請者(相談者)の都合に拠るところが大きいため。
総務省	212060	行政文書の開示請求	行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)	7 国民等、民間事業者等	1 国	実施済(一部の府省においては未実施)	169,554	8,803	行政機関の保有する情報の公開に関する法律第3・4条に基づき、行政機関の長に対し、当該行政機関の保有する行政文書の開示を請求できる手続。	(7)合理的な理由から令和3年10月までに計画の策定が困難な手続	情報公開請求のオンライン化については、「国民の利便性の向上」と「行政の業務の効率化」のバランスを考えた業務プロセス全体の検討を行う必要があり、「請求の受付」や「開示の実施」といった業務の一部分だけでなく、「対象文書の探索・特定」や「開示・不開示の判断」を含めた情報公開業務のプロセス全体を一貫してデジタル化することが必要であると考えている。 現在、内閣府において、「行政文書の電子的管理についての基本的な方針」(平成31年3月総理決定)に基づいて、令和8年度までの文書管理全体の自動化に向けて、業務フローや仕様の検討が進められているところ、その状況を踏まえ、各府省が情報公開法に基づく事務を確実・効率的に処理できるようにする上で、どのようなことが必要かについて今後調査や検討を行うこととしており、計画策定についてもその状況を踏まえて判断する必要がある。
総務省	212004	行政文書に係る開示の実施の申出	行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)	7 国民等、民間事業者等	1 国	実施済(一部の府省においては未実施)	164,561	538	行政機関の保有する情報の公開に関する法律第14条第2項に基づき、当該開示決定をした行政機関の長に対し、その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出る手続	(7)合理的な理由から令和3年10月までに計画の策定が困難な手続	上記と同旨。
総務省	11877	経済センサス-基礎調査	経済センサス基礎調査規則	6 民間事業者等	1 国	1-1 実施済	710,000程度	210,000程度	経済センサス-基礎調査は、我が国のすべての産業分野における事業所の活動状態等の基本的構造を全国及び地域別に明らかにするとともに、事業所・企業を対象とする各種統計調査の母集団情報を整備することを目的として実施する基幹統計調査である。	(6)合理的な理由から計画の策定自体が困難である手続	令和6年度以降の調査のため、現時点は、見直しのための統計委員会への諮問案の検討中であり、統計委員会で審議する状況ではないが、統計委員会での審議が終了次第、速やかに検討を開始する。
法務省	108271	保管私物を領置することの申出	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律	国民等	国	未実施	約10万件以上	0件	被収容者が保管私物の領置を申し出た場合において刑事施設の長が許否判断を行う手続	(3)性質上オンライン化が適当でない手続	

所管府省	手続ID	手続名	根拠法令	手続主体	手続の受手	オンライン化の実施状況	(令和元年度)総手続件数	(令和元年度)オンライン手続件数	手続の概要	基本計画策定の対象外、又は策定が困難とする理由	基本計画策定の対象外、又は策定が困難とする理由の詳細
法務省	108272	領置物品の引渡しを求める旨の申出	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律	国民等	国	未実施	約10万件以上	0件	被収容者が領置物品の引渡しを申し出た場合において刑事施設の長が許否判断を行う手続	(3)性質上オンライン化が適当でない手続	
法務省	108273	領置金の使用に関する申請	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律	国民等	国	未実施	約10万件以上	0件	被収容者が領置金の使用を申し出た場合において刑事施設の長が許否判断を行う手続	(3)性質上オンライン化が適当でない手続	
法務省	108274	保管私物又は領置金品の他者への交付に関する申請	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律	国民等	国	未実施	約10万件以上	0件	被収容者が保管私物又は領置金品の他者への交付を申し出た場合において刑事施設の長が許否判断を行う手続	(3)性質上オンライン化が適当でない手続	
法務省	108287	面会の申出	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律	国民等	国	未実施	約10万件以上	0件	受刑者に対する面会の申出があった場合において刑事施設の長が許否判断を行う手続(いわゆる権利面会)	(3)性質上オンライン化が適当でない手続	
法務省	108288	面会の申出	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律	国民等	国	未実施	約10万件以上	0件	受刑者に対する面会の申出があった場合において刑事施設の長が許否判断を行う手続(いわゆる裁量面会)	(3)性質上オンライン化が適当でない手続	
法務省	108290	面会の申出	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律	国民等	国	未実施	約10万件以上	0件	未決拘禁者に対する面会の申出があった場合において刑事施設の長が許否判断を行う手続	(3)性質上オンライン化が適当でない手続	
法務省	108293	信書の発信申請等	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律	国民等	国	未実施	約10万件以上	0件	受刑者が、刑事施設の長が定めた信書の作成要領、発信申請の日、時間帯、通数及び発受の方法等の制限を超えた信書の発信申請等を行う場合に刑事施設の長による許否判断を行う手続	(3)性質上オンライン化が適当でない手続	
法務省	12983	新規上陸後の住居地届出	出入国管理及び難民認定法第19条の7第1項	5 国民等	1 国	1-1 実施済	1 約10万件以上	1 約10万件以上	外国人が本邦に入国し、住居地を定めた際に届け出る手続	(2)オンライン利用率が100%の手続	国が届出を受ける際は専用のシステムを用いることとしているため
法務省	12987	住居地の変更届出	出入国管理及び難民認定法第19条の9第1項	5 国民等	1 国	1-1 実施済	1 約10万件以上	1 約10万件以上	外国人が住居地を変更した際に届け出る手続	(2)オンライン利用率が100%の手続	国が届出を受ける際は専用のシステムを用いることとしているため
法務省	13112	上陸の申請	出入国管理及び難民認定法	国民等	国	未実施	約10万件以上	なし	上陸申請時に個人識別情報(指紋及び顔写真)を提供し、上陸のための審査を受ける。	(6)合理的な理由から計画の策定自体が困難である手続	法令により、本邦に上陸しようとする外国人は、上陸しようとする出入国港において、個人識別情報を提供し、上陸のための審査を受けなければならないとされており、オンライン化に馴染まない。 なお、申請者の利便性向上の観点から、上陸時に提出する外国人入国記録(EDカード)の電子化を検討している。
法務省	13145	不動産登記の申請	不動産登記法	7 国民等、 民間事業者等	1 国	1-1 実施済	10,134,128	6,230,356	申請人が国に対して、不動産の現況又は権利関係について登記記録への記録を求める手続である。	(1)「規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定)」5頁aに列挙された28事業に含まれる手続	不動産登記関連手続(法務省)
法務省	13146	不動産登記に係る登記事項証明書等の交付請求等	不動産登記法	7 国民等、 民間事業者等	1 国	1-1 実施済	172,971,404	139,249,746	不動産の登記事項証明書及び登記簿の謄本・抄本について、所定の手数料を納付して、その交付を求める手続である。	(1)「規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定)」5頁aに列挙された28事業に含まれる手続	不動産登記関連手続(法務省)
法務省	13149	商業・法人登記の申請	会社法	7 国民等、 民間事業者等	1 国	1-1 実施済	1,614,839	918,102	会社(株式会社、合名会社、合資会社、合同会社)等及び会社以外の様々な法人(一般社団法人、一般財団法人、NPO法人、社会福祉法人等)について、それぞれその名称や所在地、役員の名等を公示するための登記の手続である。	(1)「規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定)」5頁aに列挙された28事業に含まれる手続	商業・法人登記関連手続(法務省)



所管府省	手続ID	手続名	根拠法令	手続主体	手続の相手	オンライン化の実施状況	(令和元年度)総手続件数	(令和元年度)オンライン手続件数	手続の概要	基本計画策定の対象外、又は策定が困難とする理由	基本計画策定の対象外、又は策定が困難とする理由の詳細
法務省	13150	商業・法人登記に係る登記事項証明書等の交付請求等	商業登記法	7 国民等、民間事業者等	1 国	1-1 実施済	37,103,325	15,191,464	会社・法人の登記事項証明書及び登記簿の謄本・抄本について、所定の手数料を納付して、その交付請求をすることができる手続である。	(1)「規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定)」5頁aに列挙された28事業に含まれる手続	商業・法人登記関連手続(法務省)
法務省	13152	債権譲渡登記事項概要証明書等の交付請求	動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律	7 国民等、民間事業者等	1 国	1-1 実施済	686,614	486,187	指定法務局等の登記官に対し、債権の譲渡について、登記事項証明書(債権譲渡登記ファイルに記録されている事項を記載した書面)及び登記事項概要証明書(債権譲渡登記ファイルに記録されている登記事項の概要を証明した書面)の交付を請求し、又は本店等所在地法務局等の登記官に対し、概要記録事項証明書(債権譲渡登記概要ファイルに記録されている事項を証明した書面)の交付を請求する手続である。	(7)合理的な理由から令和3年10月までに計画の策定が困難な手続	オンライン利用率目標の設定や、利用率を引き上げるための課題抽出及び課題解決のためのアクションプランの作成に当たっては、オンライン手続に係る現在の利用状況や業務システムの改修等を含む取組の実現可能性を分析する必要がある。また、その分析に当たるとして、手続の相手である地方官署(法務局)における、対象手続の利用状況や実施する取組を取りまとめの上整理する必要がある。以上のことから、基本計画の作成には相当の時間を要するため、これを10月初旬までに策定することは困難である。 なお、取りまとめに要する期間は令和3年度中を目途とする。
法務省	13153	供託の申請、供託物の払渡請求	供託法	7 国民等、民間事業者等	1 国	1-1 実施済	587,566	151,162	供託の申請とは、所定の供託書及び添付書類等を供託金とともに管轄供託所に提出し、管轄供託所において審査の上、受け入れる手続である。供託物の払渡請求とは、保管されている供託金について、供託者又は被供託者から払渡請求がされた際に、請求書、添付書類及び副本ファイルの記録によって審査の上、これを払い渡す手続である。	(7)合理的な理由から令和3年10月までに計画の策定が困難な手続	基本計画の作成に当たっては、達成すべきオンライン利用率の目標値について、現状の利用状況を分析の上で決定する必要がある。また、目標達成に当たって講じる取組内容については、全国に存在する地方官署(法務局・地方方法局)において実施すべき取組を取りまとめの上で決定する必要がある。さらに、システムの改修による取組については、予算措置が必要なものがあるため、その内容については、予算措置を含めた実現可能性を検討する必要がある。以上の理由により、基本計画の作成には相当の時間を要するため、これを10月までに策定することは困難である。 なお、取りまとめに要する期間は令和3年度中を目途とする。
法務省	13156	動産譲渡登記事項概要証明書等の交付請求	動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律	7 国民等、民間事業者等	1 国	1-1 実施済	270,102	252,563	指定法務局等の登記官に対し、動産の譲渡について、登記事項証明書(動産譲渡登記ファイルに記録されている事項を記載した書面)及び登記事項概要証明書(動産譲渡登記ファイルに記録されている登記事項の概要を証明した書面)の交付を請求し、又は本店等所在地法務局等の登記官に対し、概要記録事項証明書(動産譲渡登記概要ファイルに記録されている事項を証明した書面)の交付を請求する手続である。	(7)合理的な理由から令和3年10月までに計画の策定が困難な手続	オンライン利用率目標の設定や、利用率を引き上げるための課題抽出及び課題解決のためのアクションプランの作成に当たっては、オンライン手続に係る現在の利用状況や業務システムの改修等を含む取組の実現可能性を分析する必要がある。また、その分析に当たるとして、手続の相手である地方官署(法務局)における、対象手続の利用状況や実施する取組を取りまとめの上整理する必要がある。以上のことから、基本計画の作成には相当の時間を要するため、これを10月初旬までに策定することは困難である。 なお、取りまとめに要する期間は令和3年度中を目途とする。
法務省	13158	不動産登記に係る登記事項要約書等の交付請求等	不動産登記法	7 国民等、民間事業者等	1 国	1-1 実施済	25,608,152	-	登記事項要約書等を交付する手続である。	(6)合理的な理由から計画の策定自体が困難である手続	登記事項要約書の交付請求は、証明書(第三者に提供するもの)の請求とは別に、飽くまでも登記情報を請求者本人が確認するためのものである。その上で、この確認をオンラインで行うとしてオンライン登記情報提供の手続が別に独立に設けられており、この要約書の交付手続は紙ベースでの確認の手続として作られたものである。したがって、要約書の交付手続においてオンライン化の計画策定を必要はないと考えている(登記情報提供の手続については、ID131461において計画策定が行われる。)
法務省	13164	市区町村が受理した届書類の記載事項証明書の請求	戸籍法	5 国民等	3 地方等	2-1 未実施	620,296	-	市区町村が受理した届書類について利害関係を有する者からの請求がされた場合で、特別の事由がある場合に限り、当該届書類に記載した事項についての証明書を請求することができるもの。	(3)性質上オンライン化が適当でない手続	
法務省	13534	印鑑の提出	商業登記法	7 国民等、民間事業者等	1 国	1-1 実施済	1 約10万件以上	-	法人の代表者等が登記所に申請書に押印する印鑑を提出する手続である。	(6)合理的な理由から計画の策定自体が困難である手続	法人の代表者等の印鑑の提出については、そのほとんどが法人の設立登記や代表者の変更登記と同時に行われる手続であるところ、既に策定・公表されている商業・法人登記に係る基本計画に従って登記申請のオンライン利用率を引き上げていくことにより、印鑑の提出に係るオンライン利用率も当然に引き上げられることから、別途基本計画を策定することにはならず、商業法人登記申請にかかる基本計画の中でオンライン利用率の向上を図ることとする。
法務省	13535	印鑑カードの交付の請求等	商業登記規則	7 国民等、民間事業者等	1 国	2-1 未実施	1 約10万件以上	-	法人の代表者等が登記所に提出した印鑑に係る印鑑証明書を書面により請求する際に必要となる印鑑カードを交付するための手続である。	(3)性質上オンライン化が適当でない手続	

所管府省	手続ID	手続名	根拠法令	手続主体	手続の相手	オンライン化の実施状況	(令和元年度)総手続件数	(令和元年度)オンライン手続件数	手続の概要	基本計画策定の対象外、又は策定が困難とする理由	基本計画策定の対象外、又は策定が困難とする理由の詳細
法務省	13537	電子証明書の有効性の確認の請求	商業登記法	7 国民等、民間事業者等	1 国	1-1 実施済	69,668,918	69,668,918	本手続は、商業登記電子証明書の利用当事者が、当該電子証明書の有効性を電子認証登記所へ確認する手続である。	(2)オンライン利用率が100%の手続	オンライン以外で行うことが想定されていない手続です。
法務省	12899	乗員上陸許可の申請	出入国管理及び難民認定法	民間事業者等	国	実施済	2,564,478	2,521,642	船舶等の外国人乗員が休養等の目的で上陸を希望する場合に、船舶等の長又は運送業者が申請する。	(5) 実質的に可能な限界までオンライン利用率が引き上がっている手続	本件手続については、添付書類等も含め、申請等の全てをオンラインで行うことが可能となっており、大半の船舶等は運送業者や代理店を通してNACCS(輸出入・港湾関連情報処理システム)により申請している。一方で、船舶側が、申請に必要なシステムの導入を拒んでいる場合や、来航したヨット等が個人で報告する等NACCSの利用が困難な場合があり、これらの船舶側の個別の事情に柔軟に対応する必要があることから、オンライン利用率を100%に引き上げるのは困難である。
法務省	12900	船舶等の長及び運送業者による入港通報	出入国管理及び難民認定法施行規則	民間事業者等	国	実施済	171,822	170,878	到着を予定している出入国港の入国審査官に対し、到着時刻、外国人の乗客及び乗員の数等を通報する。	(5) 実質的に可能な限界までオンライン利用率が引き上がっている手続	本件手続については、添付書類等も含め、申請等の全てをオンラインで行うことが可能となっており、船舶代理店からは、原則、NACCS(輸出入・港湾関連情報処理システム)による報告を受けている。一方で、船舶側が、申請に必要なシステムの導入を拒んでいる場合や、来航したヨット等が個人で報告する等NACCSの利用が困難な場合があり、これらの船舶側の個別の事情に柔軟に対応する必要があることから、オンライン利用率を100%に引き上げるのは困難である。
法務省	12901	船舶等の長による乗員・乗客名簿の提出等	出入国管理及び難民認定法	民間事業者等	国	実施済	591,010	589,930	到着する出入国港の入国審査官に対し、乗員及び乗客に係る氏名その他の法務省令で定める事項を報告する。	(5) 実質的に可能な限界までオンライン利用率が引き上がっている手続	本件手続については、添付書類等も含め、申請等の全てをオンラインで行うことが可能となっており、船舶代理店からは、原則、NACCS(輸出入・港湾関連情報処理システム)による報告を受けている。一方で、船舶側が、申請に必要なシステムの導入を拒んでいる場合や、来航したヨット等が個人で報告する等NACCSの利用が困難な場合があり、これらの船舶側の個別の事情に柔軟に対応する必要があることから、オンライン利用率を100%に引き上げるのは困難である。
法務省	13079	船舶等の長による乗員・乗客名簿の提出等	出入国管理及び難民認定法	民間事業者等	国	実施済			出発する出入国港の入国審査官に対し、乗員及び乗客に係る氏名その他の法務省令で定める事項を報告する。	(5) 実質的に可能な限界までオンライン利用率が引き上がっている手続	本件手続については、添付書類等も含め、申請等の全てをオンラインで行うことが可能となっており、船舶代理店からは、原則、NACCS(輸出入・港湾関連情報処理システム)による報告を受けている。一方で、船舶側が、申請に必要なシステムの導入を拒んでいる場合や、来航したヨット等が個人で報告する等NACCSの利用が困難な場合があり、これらの船舶側の個別の事情に柔軟に対応する必要があることから、オンライン利用率を100%に引き上げるのは困難である。
法務省	96095	監査報告書の提出	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律	7 国民等、民間事業者等	2 独立行政法人等	2-1 未実施	10万件以上		監理団体が実習監理を行う実習実施者に対する監査結果について、外国人技能実習機構に提出するもの。	(7) 合理的な理由から令和3年10月までに計画の策定が困難な手続	オンライン化方針であるものの、受け入れ側(手続の受け手)において、少なくとも令和4年3月までオンライン化対象の業務については、調査研究を行っているため、その結果を踏まえたシステム調達等の見通しが立たない限り基本計画の策定は困難。令和4年4月以降、遅くとも令和4年度中に基本計画の策定を行う。
法務省	13147	後見登記等の申請	後見登記等に関する法律	7 国民等、民間事業者等	1 国	1-1 実施済	160,208	3,220	・家庭裁判所等が国に対して、審判等の結果に基づき、後見等に関する事項について後見登記等ファイルへの記録を求める手続である。 ・申請人等が国に対して、後見登記等ファイルに記載されている後見人等の住所の変更や後見人等の死亡による後見登記の終了の記録への記録を求める手続である。	(6) 合理的な理由から計画の策定自体が困難である手続	① 本件の対象となる手続主体は、「5 国民等」「6 民間事業者等」「7 国民等、民間事業者等」とされているところ、作業要領から「裁判所」が含まれないことが確認できます。したがって、後見登記等の申請における「国民等、民間事業者等」が手続主体となる事件数は、5～6万程度であることから、本件の対象外と考えています。なお、行政手続の棚卸しにおいては、手続名や総事件数の記載が求められているところ、後見登記の手続は、大きく分けて「登記等の申請」と「証明書の交付請求」があることから、それぞれについて記載しています。「登記の申請」の手続については、総手続件数が約16万件であるところ、手続主体には裁判所等も含まれることから、行政手続の棚卸しの備考欄には対象外となる手続主体も含んだものであることを明記しています。 ② 嘱託は、裁判所からされるものであり、国民による国への手続ではありません。国民は、裁判所に対し、後見等の開始の審判の申立てを行います。嘱託の登記は、あくまで国と裁判所間の手続であって(家事事件手続法第116条)、嘱託方法が書面申請であるかオンライン申請であるかは国民の利便性には直結しません。
法務省	12979	在留資格認定証明書の交付申請	出入国管理及び難民認定法	5 国民等	1 国	1-1 実施済	600,919	0	外国人が我が国に上陸する際、事前に希望する在留資格の上陸条件の適合性を法務大臣に証明してもらうための申請	(1)「規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定)」5頁aに列挙された28事業に含まれる手続	在留申請関連手続(法務省)
法務省	12980	資格外活動許可の申請	出入国管理及び難民認定法	5 国民等	1 国	1-1 実施済	323,699	0	外国人が在留資格に応じた活動以外に報酬を受ける活動等を希望する場合に行う申請	(1)「規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定)」5頁aに列挙された28事業に含まれる手続	在留申請関連手続(法務省)
法務省	13125	在留資格変更許可の申請	出入国管理及び難民認定法	5 国民等	1 国	1-1 実施済	286,445	0	外国人が在留目的を変更して別の在留資格に該当する活動を行おうとする場合に行う申請	(1)「規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定)」5頁aに列挙された28事業に含まれる手続	在留申請関連手続(法務省)

所管府省	手続ID	手続名	根拠法令	手続主体	手続の相手	オンライン化の実施状況	(令和元年度)総手続件数	(令和元年度)オンライン手続件数	手続の概要	基本計画策定の対象外、又は策定が困難とする理由	基本計画策定の対象外、又は策定が困難とする理由の詳細
法務省	13126	在留期間更新許可の申請	出入国管理及び難民認定法	5 国民等	1 国	1-1 実施済	774,696	約1万件未満	外国人が在留期限を超えて本邦に在留しようとする場合に行う申請	(1)「規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定)」5頁aに列挙された28事業に含まれる手続	在留申請関連手続(法務省)
外務省	14329	在外公館における査証の発給申請	外務省設置法	国民等、民間事業者等	国	未実施	8,277,340 (注:本手続件数は通例暦年で公表しており、当該件数は令和元年の数値)	0	オンラインによる査証申請を可能にするのと同時に、電子査証の導入を目指すもの。	(7)合理的な理由から令和3年10月までに計画の策定が困難な手続	当初、2020年4月より次世代査証発給システムによる観光目的の査証のオンライン申請及び電子査証の発給を、在中國公館において導入予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により、導入を延期した経緯がある。 2021年8月現在、国際的な人の往来については正常化の目処が立っていないことから、本件システムの導入開始時期を見通すことが困難であり、オンライン化実施計画の策定もできない状況である。 当該システム自体は既に整備されており、新型コロナウイルスの感染拡大が収束し、国際的な人の往来の再開の目途が立った暁には、同システム導入及び基本計画等の策定は可能。
外務省	14331	IC旅券事前登録制度による旅券登録申請	外務省設置法	国民等	国	未実施	100933 (注:本手続件数は通例暦年で公表しており、当該件数は令和元年の数値)	0	インドネシアのIC旅券所持者に対し、旅券の事前登録による査証免除制度のオンライン申請及び電子渡航認証の導入実現を目指すもの。	(7)合理的な理由から令和3年10月までに計画の策定が困難な手続	当初、2020年4月より渡航認証管理システムによるIC旅券事前登録のオンライン申請を、在インドネシア公館において導入予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により、導入を延期している。 2021年8月現在、国際的な人の往来は正常化の目処が立っていないことから、本件システムの導入開始時期を見通すことが困難であり、オンライン化実施計画の策定もできない状況である。 当該システム自体は既に整備されており、新型コロナウイルスの感染拡大が収束し、国際的な人の往来の再開の目途が立った暁には、同システム導入及び基本計画等の策定は可能。
外務省	14206	在留届の各種届出(新規/変更/帰国、転出)	旅券法	国民等	国	実施済	380,562	244,599	外国に住所又は居所を定めて3ヶ月以上滞する日本人に、その住所や居所を管轄する日本の大使館又は総領事館への提出するもの。新規届出の他変更の場合の届出もある。	(7)合理的な理由から令和3年10月までに計画の策定が困難な手続	計画策定の必要性については十分認識(具体的にQ&Aの修正及びシステムの改修等、目下対応すべき取り組みも検討できている)しており、オンライン利用率約60%からさらに利用率を上げるにあたり作業要領(別紙1-⑦)等を参考に検討を進める予定であるも、一方で目下の業務状況が新型コロナウイルス感染症関連の業務でひっ迫しており、10月4日までの対応は困難であるため、10月末までに策定することとした。
外務省	14243	一般旅券の発給申請(都道府県知事に申請する場合)	旅券法	国民等	国	未実施	3,883,000	0	国内においてマイナンバーなどの既存インフラを利用し、マイナンバーカードの公的個人認証機能を活用したオンラインによる旅券発給申請を可能とするもの。	(7)合理的な理由から令和3年10月までに計画の策定が困難な手続	基本計画策定の必要性は十分認識しているが、現状において8月末に契約したオンラインによる旅券電子申請システム開発の仕様の検討と旅券電子申請導入のための法改正作業が同時進行しており、また電子申請導入を確実に実施するために都道府県旅券事務所との間でパイロット検証の実施についての準備も取り進めているところ、これら作業が一定程度進展しないことには、当該計画を策定できない状況である。
外務省	14207	一般旅券の発給申請(外務大臣又は領事官に申請する場合)	旅券法	国民等	国	未実施	113,194	0	在外において、在留届けなどの既存インフラを利用したオンラインによる旅券発給申請を可能とするもの。	(7)合理的な理由から令和3年10月までに計画の策定が困難な手続	基本計画策定の必要性は十分認識しているが、現状において8月末に契約したオンラインによる旅券電子申請システム開発の仕様の検討と旅券電子申請導入のための法改正作業が同時進行しており、また電子申請導入を確実に実施するために都道府県旅券事務所との間でパイロット検証の実施についての準備も取り進めているところ、これら作業が一定程度進展しないことには、当該計画を策定できない状況である。
財務省	54689	被扶養者に係る届出	国家公務員共済組合法53条1項	5 国民等	2 独立行政法人等	2-1 未実施	約10万件以上	0	組合員に被扶養者の要件を備える者が生じた場合等に、組合にその旨の届出を行う手続。	(7)合理的な理由から令和3年10月までに計画の策定が困難な手続	当該手続きは、e-Govを活用してオンライン化することを予定しており、総務省行政管理局に要件定義のアンケートを提出しているが、現時点において実現の目途が示されていない。共済組合の業務システムのクラウド化等について、10月中旬にデジタル庁に相談することを予定しており、基本計画はデジタル庁との協議を踏まえて策定することとした。
財務省	54622	療養費請求書の提出	国家公務員共済組合法施行規則102条1項	5 国民等	2 独立行政法人等	2-1 未実施	298,700程度	0	療養費の支給を受けようとする組合員が、組合に請求書を提出する手続。	(7)合理的な理由から令和3年10月までに計画の策定が困難な手続	当該手続きは、e-Govを活用してオンライン化することを予定しており、総務省行政管理局に要件定義のアンケートを提出しているが、現時点において実現の目途が示されていない。共済組合の業務システムのクラウド化等について、10月中旬にデジタル庁に相談することを予定しており、基本計画はデジタル庁との協議を踏まえて策定することとした。
財務省	54911	家族療養費請求書の提出	国家公務員共済組合法施行規則105条2項	5 国民等	2 独立行政法人等	2-1 未実施	540,000程度	0	家族療養費の支給を受けようとする組合員が、組合に請求書を提出する手続。	(7)合理的な理由から令和3年10月までに計画の策定が困難な手続	当該手続きは、e-Govを活用してオンライン化することを予定しており、総務省行政管理局に要件定義のアンケートを提出しているが、現時点において実現の目途が示されていない。共済組合の業務システムのクラウド化等について、10月中旬にデジタル庁に相談することを予定しており、基本計画はデジタル庁との協議を踏まえて策定することとした。
財務省	56696	特例申告書の提出	関税法	7 国民等、民間事業者等	1 国	1-1 実施済	187,606	187,597	貨物のセキュリティ管理及び法令遵守の体制が整備された者として税関長の承認を受けた輸入者(特例輸入者)が、貨物を輸入する際に本来同時に行うべき輸入申告と納税申告を分離し、輸入申告により貨物を引き取ったあとに特例申告として納税に係る申告書の提出を行う手続。	(5)実質的に可能な限界までオンライン利用率が引き上がっている手続	特例輸入者は、関税法第7条の5(承認の要件)に基づき、特例申告を輸出・港湾関連情報処理システム(以下「NACCS」という。)を使用して行うこと等の能力を有している必要があり、NACCSを使用して本手続が行われることを前提としているため、すでにオンライン利用率100%を目指すための法整備が行われている状況である。実績が100%となっていないのは、システムの不具合等といったイレギュラーな事案が含まれることによるものであり、これ以上の引き上げは困難であると考えられる。

所管府省	手続ID	手続名	根拠法令	手続主体	手続の相手	オンライン化の実施状況	(令和元年度)総手続件数	(令和元年度)オンライン手続件数	手続の概要	基本計画策定の対象外、又は策定が困難とする理由	基本計画策定の対象外、又は策定が困難とする理由の詳細
財務省	57095	輸入申告(輸入許可前貨物引取り承認の申請を含む)	関税法	7 国民等、民間事業者等	1 国	1-1 実施済	46,396,881	46,178,756	外国から本邦に到着した貨物を本邦に引き取る際、当該貨物の品名、数量、価格等を税関長に申告して、許可を受けるための手続。	(5) 実質的に可能な限界までオンライン利用率が引き上がっている手続	本手続は、オンライン利用率が99%を超えているほか、関税局長通達「輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて」に基づき、窓口電子申告端末(輸出入・港湾関連情報処理システム(以下「NACCS」という。))と接続するために税関窓口に配備している端末を設置し、NACCSと契約していない者であっても輸入申告手続を電子的に行うことを可能としている。加えて、災害等の際には、オンライン手続が利用できず、海外からの救いづつ品等の輸入申告を書面で処理するといったイレギュラーな場合もあるため、オンライン利用率をこれ以上引き上げることは困難であると考えられる。
財務省	56772	他法令の規定による許可、承認等の事項の証明手続	関税法第70条	7 国民等、民間事業者等	1 国	1-1 実施済	1,715,862	1,404,331	関税関係法令以外の法令(他法令)による許可、承認が必要な貨物に関して、関係省庁が発給する証明書等により、他法令の許可・承認を受けた旨を確認する手続。	(6) 合理的な理由から計画の策定自体が困難である手続	現状、税関としては電子化(NACCS)による証明書等の電子的提出の土壌を整えており、その証拠に輸入申告(手続ID:57095)のオンライン利用率は99.9%を超えている。税関において確認している他法令は、輸入29法令、輸出13法令があり、その法令ごとに税関に提出することとされている証明書等は様々である。このうちオンラインにより税関への提出が行われていないものは、他法令所管省庁又は海外機関発給の税関への証明書の提出が紙媒体で行われている。これは、他法令所管省庁等において証明書の発行が紙媒体でされており、かつ、他法令所管省庁において税関への証明書のPDF等写しによる提出を認めていないことによるものである。このため、他法令所管省庁による取組次第によるもので財務省における基本計画の策定になじむ事項ではないものの、引き続き、他法令確認に係る証明書のPDF等写しによる税関への提出の実現に向けて他法令所管省庁へ要請していく。
財務省	57078	外国貿易機等が入出港する際における旅客に関する予約記録の報告	関税法第15条第13項、第15条の3第5項、第17条第4項、第17条の2第3項	7 国民等、民間事業者等	1 国	1-1 実施済	529,226	525,679	外国貿易機及び特殊航空機の運航者等に対して、入出国旅客に関する予約記録(氏名、国籍、生年月日、性別、旅券番号、出発地、最終目的地、予約年月日、運賃支払方法等)の報告を求めたもの。	(5) 実質的に可能な限界までオンライン利用率が引き上がっている手続	関税法第15条第14項等により、入出国旅客に関する予約記録の報告については、電子情報処理組織を通じた電子的報告が義務化されており、例外として関税法施行規則第2条の5等において、電気通信回線の故障、天災その他正当な理由がある場合のみ非電子的報告が認められているところ、オンライン利用率は99%を超えている。実際に非電子的報告が生じた理由も、電気通信回線の故障等であり、既に実質的に可能な限界までオンライン利用率は引き上げられている。
財務省	56835	積卸コンテナ一覧表の提出	コンテナに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約(TIR条約)の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令	7 国民等、民間事業者等	1 国	1-1 実施済	191,055	190,639	コンテナの通関を簡易に行うための手続で、コンテナ条約第二条の規定により関税及び消費税の免除を受けてコンテナを輸入しようとする者又は免税コンテナを輸出しようとする者が積卸コンテナ一覧表を税関に提出することで、関税法第六十七条の規定による申告とみなすことができる。	(5) 実質的に可能な限界までオンライン利用率が引き上がっている手続	積卸コンテナ一覧表の提出は、2018年度(99.60%)、2019年度(99.78%)、2020年度(99.84%)と高水準で推移している。紙媒体での提出については、電気通信回線の故障や天災時などシステムが利用できない緊急の場合や、コンテナ船ではなく在来船でコンテナを運搬する様な特殊な場合に限られ、既に実質的に可能な限界までオンライン利用率は引き上げられている。
財務省	57094	輸出申告(外国貨物の積戻しの申告を含む)	関税法	7 国民等、民間事業者等	1 国	1-1 実施済	19,854,867	19,762,719	本邦にある貨物を外国に向けて送り出す際、当該貨物の品名、数量、価格等を税関長に申告して、許可を受けるための手続。	(5) 実質的に可能な限界までオンライン利用率が引き上がっている手続	本手続は、オンライン利用率が99%を超えているほか、関税局長通達「輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて」に基づき、窓口電子申告端末(輸出入・港湾関連情報処理システム(以下「NACCS」という。))と接続するために税関窓口に配備している端末を設置し、NACCSと契約していない者であっても輸出申告手続を電子的に行うことを可能としている。加えて、災害等の際には、オンライン手続が利用できず、海外からの救いづつ品等の輸入申告を書面で処理するといったイレギュラーな場合もあるため、オンライン利用率をこれ以上引き上げることは困難であると考えられる。
財務省	56704	積荷、旅客及び乗組員に関する事項の報告並びに入港届の提出(外国貿易機)	関税法第15条第9項	6 民間事業者等	1 国	1-1 実施済	291,936	270,286	税関空港に入港しようとする外国貿易機の機長が、税関に当該外国貿易機の積荷、旅客及び乗組員に関する事項を報告し、入港届を提出するもの。	(5) 実質的に可能な限界までオンライン利用率が引き上がっている手続	オンライン手続を行うシステムに加入している事業者の紙媒体での提出については、①本邦と外国を往来する機長が申告する手続であるが、オンライン環境が整備されていない場合もあるため、オンライン環境を整備することは事業者側に過度な負担を強いることになる。②電気通信回線の故障や天災時などシステムが利用できない緊急の場合等がある。以上のことから、オンライン利用率増加のための計画の策定は困難である。なお、非オンライン手続を行っている事業者については、調査等によりニーズを把握するとともに、共同システム等の導入等について検討してまいりたい。
財務省	56709	外国貿易船又は外国貿易機の出港届の提出(許可)	関税法第17条	7 国民等、民間事業者等	1 国	1-1 実施済	382,672	336,307	開港又は税関空港から出港しようとする外国貿易船等の船長又は機長が、税関に出港届を提出するとともに、出港の許可を受けるもの。	(5) 実質的に可能な限界までオンライン利用率が引き上がっている手続	オンライン手続を行うシステムに加入している事業者の紙媒体での提出については、①本邦と外国を往来する船長等が申告する手続であるが、オンライン環境が整備されていない場合もあるため、オンライン環境を整備することは事業者側に過度な負担を強いることになる。②電気通信回線の故障や天災時などシステムが利用できない緊急の場合等がある。以上のことから、オンライン利用率増加のための計画の策定は困難である。なお、非オンライン手続を行っている事業者については、調査等によりニーズを把握するとともに、共同システム等の導入等について検討してまいりたい。

所管府省	手続ID	手続名	根拠法令	手続主体	手続の受手	オンライン化の実施状況	(令和元年度)総手続件数	(令和元年度)オンライン手続件数	手続の概要	基本計画策定の対象外、又は策定が困難とする理由	基本計画策定の対象外、又は策定が困難とする理由の詳細
財務省	56707	貨物の積卸しについての書類の呈示	関税法第16条第2項	7 国民等、民間事業者等	1 国	1-1 実施済	1,974,629	1,773,476	船舶又は航空機に外国貨物の積卸しをしようとする者が、積卸しに係る書類を税関職員に提示するもの。	(5) 実質的に可能な限界までオンライン利用率が引き上がっている手続	当該手続は、貨物を積卸した作業員等が、税関職員に対して、貨物を積卸したということ税関に提示(報告)する業務である。当該作業場である積卸港と税関官署は近隣に所在していることが多くあるという地理的都合上、貨物を積卸した後に事業所に戻ってシステムに入力作業するよりも、積卸港までに行く途中にある税関官署に立ち寄り書面で申請した方が利便性が高いという事業者もある。また、電気通信回線の故障や天災時などシステムが利用できない緊急の場合等がある。以上のことから、オンライン利用率増加のための計画の策定は困難である。なお、スマートフォンやタブレットでの申請について、現在対応に向けた検討を進めているところである。
財務省	56714	開庁時間外の貨物の積卸しの届出	関税法第19条	7 国民等、民間事業者等	1 国	1-1 実施済	134,919	120,353	税関官署の開庁時間以外の時間において、外国貿易船等その他外国貨物を積んでいる船舶若しくは航空機に貨物の積卸しをし、又は船舶若しくは航空機に外国貨物を積み込むとときに、その旨を税関長に届け出るもの。	(5) 実質的に可能な限界までオンライン利用率が引き上がっている手続	税関官署の開庁時間以外の時間において、貨物の積卸しをする場合に申請する手続である。申請者は積卸しをする作業員等であるが、当該作業場である積卸港と税関官署は近隣に所在していることが多くあるという地理的都合上、作業時間等をシステム入力するよりも、積卸港までに行く途中にある税関官署に立ち寄り書面で申請した方が利便性が高いという事業者も多い。また、電気通信回線の故障や天災時などシステムが利用できない緊急の場合等がある。以上のことから、オンライン利用率増加のための計画の策定は困難である。なお、スマートフォンやタブレットでの申請について、現在対応に向けた検討を進めているところである。
財務省	56718	外国貨物仮陸揚の届出	関税法第21条	7 国民等、民間事業者等	1 国	1-1 実施済	760,944	691,846	外国貨物を仮に陸揚しようとするときに、船長又は機長が、税関にあらかじめその旨を届け出るもの。	(5) 実質的に可能な限界までオンライン利用率が引き上がっている手続	当該手続は、貨物・船用品等を修繕などするため、船舶等から一時的に仮陸揚して、再度積み込む手続である。貨物や船用品等を修繕する事業者の中には、小規模事業者や、システム環境を整えるほど本手続を行う頻度も多くはない事業者も存在する。また、修繕は急遽発生するとともに迅速に対応する必要があることや、電気通信回線の故障や天災時などシステムが利用できない緊急の場合等があることから、書面申請の方法を残しておくことが合理的である。以上のことから、オンライン利用率増加のための計画の策定は困難である。なお、スマートフォンやタブレットでの申請について、現在対応に向けた検討を進めているところである。
財務省	56729	外国貨物の見本の一時持出の許可申請	関税法第32条	7 国民等、民間事業者等	1 国	1-1 実施済	140,488	130,312	保税地域にある外国貨物を見本として一時持出す者が、税関長の許可を受けるために許可申請手続を行うもの。	(5) 実質的に可能な限界までオンライン利用率が引き上がっている手続	本手続がオンラインで行われない場合は、①電気通信回線の故障や天災時などシステムが利用できない緊急の場合、②船上等のシステムが利用できない環境下で申請書類を作成しなければならぬ場合が主な理由である。これらのケースについてはシステムや手続を見直しでのオンライン対応が難しく、利用率増加のための計画の策定は困難である。
財務省	56873	保税運送の(包括)承認	関税法第63条第1項	7 国民等、民間事業者等	1 国	1-1 実施済	681,385	665,847	開港、税関空港、保税地域等の場所相互間で外国貨物を外国貨物のまま運送するために税関に対して承認申請手続を行うもの。	(5) 実質的に可能な限界までオンライン利用率が引き上がっている手続	本手続がオンラインで行われない場合は、①電気通信回線の故障や天災時などシステムが利用できない緊急の場合、②事業者自身のシステムで対応した結果、オンライン手続を行わない方が事業者にとって有益な場合、③当初想定されていない場所を急遽保税地域として利用するため書面で手続を行う方が事業者にとって効率的な場合が主な理由である。このため、本手続についてシステム利用率を上げることは事業者に過度の事務負担を負わせることとなるため、利用率増加のための計画の策定は困難である。
財務省	215353	適法な支払請求	政府契約の支払遅延防止等に関する法律	7 国民等、民間事業者等	4-3 国又は地方等	1-1 実施済	179,274	0	当該手続は、国を当事者の一方とする契約で、国以外の者のなす工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し国が対価の支払いをなすべきもの(以下、「政府契約」という。)について、契約書を作成して対価の支払時期を記載した場合において、事業者等から受けた支払請求に関連する規定である。	(6) 合理的な理由から計画の策定自体が困難である手続	当該手続における具体的な実施については、各府省において所管・運用されるものであり、オンライン利用率を向上させるにあたっては、各府省における個々業務ごとの改善が必要であるため、当該手続項目における基本計画の策定は困難である。
財務省	215356	支払請求	政府契約の支払遅延防止等に関する法律	7 国民等、民間事業者等	4-3 国又は地方等	1-1 実施済	101,874	0	当該手続は、国を当事者の一方とする契約で、国以外の者のなす工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し国が対価の支払いをなすべきもの(以下、「政府契約」という。)について、契約書に対価の支払の時期等の必要事項の明記がない場合や、他の法令により契約書の作成が省略されている場合において、事業者等から受けた支払請求に関連する規定である。	(6) 合理的な理由から計画の策定自体が困難である手続	当該手続における具体的な実施については、各府省において所管・運用されるものであり、オンライン利用率を向上させるにあたっては、各府省における個々業務ごとの改善が必要であるため、当該手続項目における基本計画の策定は困難である。

所管府省	手続ID	手続名	根拠法令	手続主体	手続の相手	オンライン化の実施状況	(令和元年度)総手続件数	(令和元年度)オンライン手続件数	手続の概要	基本計画策定の対象外、又は策定が困難とする理由	基本計画策定の対象外、又は策定が困難とする理由の詳細
財務省	55631	納入者からの納入告知書等の受領	日本銀行国庫金取扱規程	7 国民等、民間事業者等	2 独立行政法人等	1-1 実施済	132,800,000程度(推計値)	82,900,000程度(推計値)	当該手続は、日本銀行が納入者から納入告知書又は納付書を添え(または納付情報により)、現金の納付を受けたときは、これを領収する規定である。	(6)合理的な理由から計画の策定自体が困難である手続	当該手続における具体的な実施については、各府省において所管・運用されるものであり、オンライン利用率を向上させるにあたっては、各府省における個々業務ごとの改善が必要であるため、当該手続項目における基本計画の策定は困難である。
財務省	55657	保管金を提出すべき者からの保管金振込書の受領	日本銀行国庫金取扱規程	7 国民等、民間事業者等	2 独立行政法人等	1-1 実施済	非オンライン手続件数の推計値を把握できない	2-1 約1万件以上約10万件未満	当該手続は、日本銀行が保管金を提出すべき者から保管金振込書を添え(または納付情報により)、取扱官庁の保管金に振込を受けたときは、これを取扱官庁の保管金に受け入れる規定である。	(6)合理的な理由から計画の策定自体が困難である手続	当該手続における具体的な実施については、各府省において所管・運用されるものであり、オンライン利用率を向上させるにあたっては、各府省における個々業務ごとの改善が必要であるため、当該手続項目における基本計画の策定は困難である。
財務省	57639	居住者又は内国法人の報酬若しくは料金、契約金、賞金又は年金についての所得税徴収高計算書	所得税法	6 民間事業者等	1 国	1-1 実施済	1,500,000	210,385	居住者又は内国法人の報酬若しくは料金、契約金、賞金又は年金についての所得税徴収高計算書の提出	(1)「規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定)」5頁aに列挙された28事業に含まれる手続	国税納付手続(財務省)
財務省	57640	居住者又は内国法人の定期積金の給付補てん金等の所得税徴収高計算書	所得税法	6 民間事業者等	1 国	1-1 実施済	130,000	25,626	居住者又は内国法人の定期積金の給付補てん金等の所得税徴収高計算書の提出	(1)「規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定)」5頁aに列挙された28事業に含まれる手続	国税納付手続(財務省)
財務省	57641	居住者又は内国法人の配当等についての所得税徴収高計算書	所得税法	6 民間事業者等	1 国	1-1 実施済	220,000	52,234	居住者又は内国法人の配当等についての所得税徴収高計算書の提出	(1)「規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定)」5頁aに列挙された28事業に含まれる手続	国税納付手続(財務省)
財務省	57642	非居住者又は外国法人の所得についての所得税徴収高計算書	所得税法	7 国民等、民間事業者等	1 国	1-1 実施済	230,000	42,160	非居住者又は外国法人の所得についての所得税徴収高計算書の提出	(1)「規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定)」5頁aに列挙された28事業に含まれる手続	国税納付手続(財務省)
財務省	57643	居住者の給与等、退職手当等及び弁護士等の報酬若しくは料金についての所得税徴収高計算書	所得税法	6 民間事業者等	1 国	1-1 実施済	20,000,000	2,565,717	居住者の給与等、退職手当等及び弁護士等の報酬若しくは料金についての所得税徴収高計算書の提出	(1)「規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定)」5頁aに列挙された28事業に含まれる手続	国税納付手続(財務省)
財務省	57644	居住者又は内国法人の利子等、投資信託又は特定目的信託の収益の分配及び匿名組合契約等に基づく利益の分配についての所得税徴収高計算書	所得税法	6 民間事業者等	1 国	1-1 実施済	550,000	65,464	居住者又は内国法人の利子等、投資信託又は特定目的信託の収益の分配及び匿名組合契約等に基づく利益の分配についての所得税徴収高計算書の提出	(1)「規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定)」5頁aに列挙された28事業に含まれる手続	国税納付手続(財務省)
財務省	109159	購入記録票の提出	消費税法施行令	5 国民等	1 国	2-1 未実施		0	購入記録票の提出	(4)廃止予定の手続	令和3年9月30日
財務省	112639	購入記録情報の提供	消費税法施行令	5 国民等	1 国	1-1 実施済		0	購入記録情報の提供	(2)オンライン利用率が100%の手続	当該手続は、輸出物品販売場における免税販売業者から国税庁へ購入記録情報を提供する手続になるが、令和3年10月1日以降、輸出物品販売場において免税販売を行うためには、免税販売手続の電子化に対応する必要があるため、当該手続においても電子化で実施することが必須であるため。
財務省	59223	使用済自動車に係る自動車重量税還付申請	租税特別措置法	6 民間事業者等	1 国	1-1 実施済	10万件以上	0	使用済自動車に係る自動車重量税還付申請	(1)「規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定)」5頁aに列挙された28事業に含まれる手続	国交省所管手続であるため、国交省においては、自動車保有関係手続のワンストップサービスの充実に関して、既にデジタルガバメント実行計画に基づき取り組みを進め、KPIとしてOSS申請率、申請件数の目標も掲げられている
財務省	57603	税務代理権限を証する書面の提出	税理士法	6 民間事業者等	4-3 国又は地方等	1-1 実施済	1 約10万件以上	27,994	税務代理権限を証する書面の提出	(1)「規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定)」5頁aに列挙された28事業に含まれる手続	「税務代理権限を証する書面」については、実態として申告書と併せて提出されることがほとんどであり、e-Taxの仕様上も申告書の添付書類として申告書に併せて提出することとしている。したがって、当該手続はその基幹手続である申告・申請等のオンライン利用率が上昇することで、利用率も併せて上昇するという性質を有するものである。このことからすると、当該手続は、別途目標を定めている申告・申請等に関する計画を執行することで利用率の上昇が見込まれるものであることから、単独で計画を立て、利用率の向上を図ることは事実上困難であるため。

所管府省	手続ID	手続名	根拠法令	手続主体	手続の相手	オンライン化の実施状況	(令和元年度)総手続件数	(令和元年度)オンライン手続件数	手続の概要	基本計画策定の対象外、又は策定が困難とする理由	基本計画策定の対象外、又は策定が困難とする理由の詳細
財務省	57604	計算事項、審査事項等を記載した書面の添付	税理士法	6 民間事業者等	4-3 国又は地方等	1-1 実施済	1 約10万件以上	0	計算事項、審査事項等を記載した書面の添付	(1)「規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定)」5頁aに列挙された28事業に含まれる手続	「計算事項、審査事項等を記載した書面」については、法令上、申告書添付書類と規定されている(税理士法第33条の2)。したがって、当該手続はその基幹手続である申告・申請等のオンライン利用率が上昇することで、利用率も併せて上昇するという性質を有するものである。このことから、当該手続は、別途目標を定めている申告・申請等に関する計画を実行することで利用率の上昇が見込まれるものであることから、単独で計画を立て、利用率の向上を図ることは事実上困難であるため。
財務省	57555	電子申告・納税等開始(変更等)届出	国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令	7 国民等、民間事業者等	1 国	1-1 実施済	5,512,493	5,431,664	電子申告を利用するための、IDや暗証番号の受領等を申請する手続	(5) 実質的に可能な限界までオンライン利用率が引き上がっている手続	本手続は、電子申告等に必要IDや暗証番号の受領等を目的として申請するものであり、そのほとんど(98.53%)がオンラインで提出されている。本手続には、PCやスマートフォンを所持しておらず、電子申請を行うことができない者が、単に金融機関のATMで納税を行う場合の専用IDの払い出しを受けるための申請も含まれていることから、実質的に可能な限界までオンライン利用率が引き上がっていると考えられるため。
財務省	57633	納付手続	国税通則法	7 国民等、民間事業者等	1 国	1-1 実施済	44,844,944	5,010,000	納税者は、申告等により確定した税額等に基づき、各種キャッシュレス納付のほか、金融機関やコンビニエンスストア、税務署の窓口で国税を納期限までに納付する。	(1)「規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定)」5頁aに列挙された28事業に含まれる手続	国税納付手続(財務省)
財務省	57541	国税申告手続(消費税申告(法人))	消費税法	7 国民等、民間事業者等	1 国	1-1 実施済	2,020,832	1,725,177	納税者(法人)は、各事業年度に消費税の確定申告書等を作成し、申告期限までに提出する。	(1)「規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定)」5頁aに列挙された28事業に含まれる手続	国税申告手続(財務省)
財務省	57539	国税申告手続(法人税申告)	法人税法	6 民間事業者等	1 国	1-1 実施済	2,755,689	2,368,882	納税者(法人)は、各事業年度に法人税の確定申告書等を作成し、申告期限までに提出する。	(1)「規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定)」5頁aに列挙された28事業に含まれる手続	国税申告手続(財務省)
財務省	55727	個人向け国債の中途換金に係る買取の請求	個人向け国債の発行等に関する省令	6 民間事業者等	2 独立行政法人等	1-1 実施済	100000程度	100000程度	個人向け国債を買い取った取扱機関が、日本銀行に対し当該個人向け国債の買い取りを請求するもの。	(2)オンライン利用率が100%の手続	
財務省	109154	非課税口座開設届出書に記載された事項	租税特別措置法	6 民間事業者等	1 国	1-1 実施済	784,088	784,088	金融商品取引業者等の営業所の長は、非課税口座開設届出書が提出された場合、当該届出書に記載された事項について所轄税務署長へe-Taxにより送信する。	(2)オンライン利用率が100%の手続	
財務省	57596	変更届出事項(金融商品取引業者等変更届出書に記載された事項等)	租税特別措置法	6 民間事業者等	1 国	1-1 実施済	262,893	262,893	金融商品取引業者等の営業所の長は、金融商品取引業者等変更届出書が提出された場合、当該届出書に記載された事項について所轄税務署長へe-Taxにより送信する。	(2)オンライン利用率が100%の手続	
財務省	57597	廃止届出事項(非課税口座廃止届出書等に記載された事項等)	租税特別措置法	6 民間事業者等	1 国	1-1 実施済	148,263	148,263	金融商品取引業者等の営業所の長は、非課税口座廃止届出書等が提出された場合、当該届出書に記載された事項について所轄税務署長へe-Taxにより送信する。	(2)オンライン利用率が100%の手続	
財務省	57577	非課税適用確認書の提出をした者に関する事項	租税特別措置法	6 民間事業者等	1 国	1-1 実施済	652,020	652,020	金融商品取引業者等の営業所の長は、非課税適用確認書が提出された場合、当該確認書の提出をした者に関する事項について所轄税務署長へe-Taxにより送信する。	(2)オンライン利用率が100%の手続	
財務省	57599	届出事項(非課税管理勘定廃止通知書等の提出をした者に関する事項)	租税特別措置法	6 民間事業者等	1 国	1-1 実施済	180,419	180,419	金融商品取引業者等の営業所の長は、非課税管理勘定廃止通知書等が提出された場合、当該通知書等の提出をした者に関する事項について所轄税務署長へe-Taxにより送信する。	(2)オンライン利用率が100%の手続	

所管府省	手続ID	手続名	根拠法令	手続主体	手続の受手	オンライン化の実施状況	(令和元年度)総手続件数	(令和元年度)オンライン手続件数	手続の概要	基本計画策定の対象外、又は策定が困難とする理由	基本計画策定の対象外、又は策定が困難とする理由の詳細
財務省	57564	電子申請等証明書の交付請求	租税特別措置法	7 国民等、民間事業者等	1 国	1-1 実施済	3,865,030	3,865,030	電子情報処理組織を使用して申請等が行われた場合において、その申請等が行われた旨の証明書の交付を請求する者があるときは、その者に関するもの限り、これを交付する。 なお、この手続はオンラインでのみ行うことが可能。	(2)オンライン利用率が100%の手続	
財務省	57583	金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項	租税特別措置法施行令	6 民間事業者等	1 国	1-1 実施済	227,066	227,066	金融商品取引業者等の営業所の長は、事業譲渡等があった場合、当該事業譲渡等があった場合に提供すべき事項について所轄税務署長へe-Taxにより送信する。	(2)オンライン利用率が100%の手続	
財務省	117112	引揚者国庫債券にかかる支払の手続	引揚者国庫債券の発行交付等に関する法律	5 国民等	2 独立行政法人等	2-1 未実施	1013000程度	0	利札又は賦札と引換に国債の元金の支払いを行う手続	(3)性質上オンライン化が適当でない手続	
財務省	57575	非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項	租税特別措置法	6 民間事業者等	1 国	1-1 実施済	699,813	51,386	金融商品取引業者等の営業所の長は、非課税適用確認書の交付申請書が提出された場合、当該申請書に記載された事項について所轄税務署長へe-Taxにより送信する。	(4)廃止予定の手続	
文部科学省	15069	標準報酬月額届出	私立学校教職員共済法施行規則	6 民間事業者等	2 独立行政法人等	2-1 未実施	528,371	0	学校法人等が所属する私立学校教職員共済制度の加入者(教職員)の情報を取りまとめて、日本私立学校振興・共済事業団に標準報酬月額届出をとするもの	(7)合理的な理由から令和3年10月までに計画の策定が困難な手続	システム構築には、実際に手続を利用する私立学校関係者の意見を踏まえた設計が不可欠であるが、関係者である幼稚園から大学までの私立学校教職員の意見を丁寧 に踏まえる必要があり、学校種別の団体(幼稚園、小学校、中・高等学校、短期大学、 大学、専修学校・各種学校の6団体)から複数回意見を聴取すること、また各 団体が全国の私立学校の意見を各都道府県から集約することを想定すると、意見聴取 に多大な時間を要することが予想される。 また、システム構築に当たって相当の費用負担が生じることが予想されるが、費用の 大半は実際に手続を利用する私立学校関係者が負担する私学共済掛金等で賄うこと となることもあり、費用工面に当たっては計画的な実施が余儀なくされる。 令和7年末の開始を目前にオンラインシステム構築を目指しているが、現状オン ライン化が未実施であり、1からシステムを構築することとなる一方で、以上のと り多大な時間と費用を要することが予想されるものの、現段階では検討を開始した ばかりの状況であるため、どれほど時間を要するか、費用の用途が立つか等、当 面の具体的な見通しを立てるに現時点で至っていない。 このため、令和3年度中の可能な限り速やかな時期を目前に私立学校関係者 との検討の場を構築し、妥当な期間、金額等の具体的な検討を開始したい。 以上の理由から令和3年10月までに具体的な計画を示すことは困難である。
文部科学省	15070	賞与に関する報告	私立学校教職員共済法施行規則	6 民間事業者等	2 独立行政法人等	2-1 未実施	1,121,259	0	学校法人等が所属する私立学校教職員共済制度の加入者(教職員)の情報を取りまとめて、日本私立学校振興・共済事業団に賞与に関する報告をとするもの	(7)合理的な理由から令和3年10月までに計画の策定が困難な手続	システム構築には、実際に手続を利用する私立学校関係者の意見を踏まえた設計が 不可欠であるが、関係者である幼稚園から大学までの私立学校教職員の意見を 丁寧に踏まえる必要があり、学校種別の団体(幼稚園、小学校、中・高等学 校、短期大学、専修学校・各種学校の6団体)から複数回意見を聴取すること、 また各団体が全国の私立学校の意見を各都道府県から集約することを想定する と、意見聴取に多大な時間を要することが予想される。 また、システム構築に当たって相当の費用負担が生じることが予想されるが、 費用の大半は実際に手続を利用する私立学校関係者が負担する私学共済掛金 等で賄うこととなることもあり、費用工面に当たっては計画的な実施が余儀 なくされる。 令和7年末の開始を目前にオンラインシステム構築を目指しているが、現状 オンライン化が未実施であり、1からシステムを構築することとなる一方で、 以上のとおり多大な時間と費用を要することが予想されるものの、現段階 では検討を開始したばかりの状況であるため、どれほど時間を要するか、 費用の用途が立つか等、当面の具体的な見通しを立てるに現時点で至って いない。 このため、令和3年度中の可能な限り速やかな時期を目前に私立学校関係 者との検討の場を構築し、妥当な期間、金額等の具体的な検討を開始したい。 以上の理由から令和3年10月までに具体的な計画を示すことは困難である。



所管府省	手続ID	手続名	根拠法令	手続主体	手続の受手	オンライン化の実施状況	(令和元年度)総手続件数	(令和元年度)オンライン手続件数	手続の概要	基本計画策定の対象外、又は策定が困難とする理由	基本計画策定の対象外、又は策定が困難とする理由の詳細
文部科学省	15102	付加給付の請求	私立学校教職員共済法施行規則	6 民間事業者等	2 独立行政法人等	2-1 未実施	211,538	0	私立学校教職員共済制度の加入者(教職員)が所属する学校法人等を通じて、日本私立学校振興・共済事業団に加入者及びその被扶養者の付加給付の請求をするもの	(7)合理的な理由から令和3年10月までに計画の策定が困難な手続	システム構築には、実際に手続を利用する私立学校関係者の意見を踏まえた設計が不可欠であるが、関係者である幼稚園から大学までの私立学校教職員の意見を丁寧に踏まえる必要があり、学校種別の団体(幼稚園、小学校、中・高等学校、短期大学、大学、専修学校・各種学校の6団体)から複数回意見を聴取すること、また各団体が全国の私立学校の意見を各都道府県から集約することを想定すると、意見聴取に多大な時間を要することが予想される。 また、システム構築に当たって相当の費用負担が生じることが予想されるが、費用の大半は実際に手続を利用する私立学校関係者が負担する私学共済掛金等で賄うこととなることもあり、費用工面に当たっては計画的な実施が余儀なくされる。 令和7年末の開始を目標にオンラインシステム構築を目指しているが、現状オンライン化が未実施であり、1からシステムを構築することとなる一方で、以上のとおり多大な時間と費用を要することが予想されるものの、現段階では検討を開始したばかりの状況であるため、どれほど時間を要するか、費用の目的が立つか等、当面の具体的な見通しを立てるに現時点で至っていない。 このため、令和3年度中の可能な限り速やかな時期を目標に私立学校関係者との検討の場を構築し、妥当な期間、金額等の具体的な検討を開始したい。 以上の理由から令和3年10月までに具体的な計画を示すことは困難である。
文部科学省	15269	短期給付に係る請求、決定及び通知	私立学校教職員共済法施行規則	5 国民等	2 独立行政法人等	2-1 未実施	1 約10万件以上	0	私立学校教職員共済制度の加入者(教職員)が所属する学校法人等を通じて、日本私立学校振興・共済事業団に加入者及びその被扶養者の短期給付に係る請求をするもの	(7)合理的な理由から令和3年10月までに計画の策定が困難な手続	システム構築には、実際に手続を利用する私立学校関係者の意見を踏まえた設計が不可欠であるが、関係者である幼稚園から大学までの私立学校教職員の意見を丁寧に踏まえる必要があり、学校種別の団体(幼稚園、小学校、中・高等学校、短期大学、大学、専修学校・各種学校の6団体)から複数回意見を聴取すること、また各団体が全国の私立学校の意見を各都道府県から集約することを想定すると、意見聴取に多大な時間を要することが予想される。 また、システム構築に当たって相当の費用負担が生じることが予想されるが、費用の大半は実際に手続を利用する私立学校関係者が負担する私学共済掛金等で賄うこととなることもあり、費用工面に当たっては計画的な実施が余儀なくされる。 令和7年末の開始を目標にオンラインシステム構築を目指しているが、現状オンライン化が未実施であり、1からシステムを構築することとなる一方で、以上のとおり多大な時間と費用を要することが予想されるものの、現段階では検討を開始したばかりの状況であるため、どれほど時間を要するか、費用の目的が立つか等、当面の具体的な見通しを立てるに現時点で至っていない。 このため、令和3年度中の可能な限り速やかな時期を目標に私立学校関係者との検討の場を構築し、妥当な期間、金額等の具体的な検討を開始したい。 以上の理由から令和3年10月までに具体的な計画を示すことは困難である。
文部科学省	15270	療養費、家族療養費及び高額療養費の請求	私立学校教職員共済法施行規則	5 国民等	2 独立行政法人等	2-1 未実施	1 約10万件以上	0	私立学校教職員共済制度の加入者(教職員)が所属する学校法人等を通じて、日本私立学校振興・共済事業団に加入者及びその被扶養者の療養費、家族療養費及び高額療養費の請求をするもの	(7)合理的な理由から令和3年10月までに計画の策定が困難な手続	システム構築には、実際に手続を利用する私立学校関係者の意見を踏まえた設計が不可欠であるが、関係者である幼稚園から大学までの私立学校教職員の意見を丁寧に踏まえる必要があり、学校種別の団体(幼稚園、小学校、中・高等学校、短期大学、大学、専修学校・各種学校の6団体)から複数回意見を聴取すること、また各団体が全国の私立学校の意見を各都道府県から集約することを想定すると、意見聴取に多大な時間を要することが予想される。 また、システム構築に当たって相当の費用負担が生じることが予想されるが、費用の大半は実際に手続を利用する私立学校関係者が負担する私学共済掛金等で賄うこととなることもあり、費用工面に当たっては計画的な実施が余儀なくされる。 令和7年末の開始を目標にオンラインシステム構築を目指しているが、現状オンライン化が未実施であり、1からシステムを構築することとなる一方で、以上のとおり多大な時間と費用を要することが予想されるものの、現段階では検討を開始したばかりの状況であるため、どれほど時間を要するか、費用の目的が立つか等、当面の具体的な見通しを立てるに現時点で至っていない。 このため、令和3年度中の可能な限り速やかな時期を目標に私立学校関係者との検討の場を構築し、妥当な期間、金額等の具体的な検討を開始したい。 以上の理由から令和3年10月までに具体的な計画を示すことは困難である。
文部科学省	14929	就学支援金受給資格認定の申請	高等学校等就学支援金の支給に関する法律	5 国民等	4-3 国又は地方等	1-1 実施済	1,000,000件程度	0	就学支援金の支給を受けようとする生徒等は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第4条に基づき、学校を通じ、支給権者(国立高校等の場合は文部科学大臣、私立高校等の場合は都道府県知事、公立高校等の場合は都道府県教育委員会)に対して申請を行う必要がある。	(1)「規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定)」5頁aに列挙された28事業に含まれる手続	就学支援金受給資格認定の申請(文部科学省)

所管府省	手続ID	手続名	根拠法令	手続主体	手続の受手	オンライン化の実施状況	(令和元年度)総手続件数	(令和元年度)オンライン手続件数	手続の概要	基本計画策定の対象外、又は策定が困難とする理由	基本計画策定の対象外、又は策定が困難とする理由の詳細
文部科学省	14935	保護者等収入状況の届出	高等学校等就学支援金の支給に関する法律	5 国民等	4-3 国又は地方等	1-1 実施済	3,000,000件程度	0	就学支援金の受給資格の認定を受けている生徒等は、同法第17条及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則(平成22年文部科学省令第13号)第11条に基づき、毎年度、学校を通じ、支給権者に対して保護者等の収入状況の届出を行う必要がある。	(1)「規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定)」5頁aに列挙された28事業に含まれる手続	保護者等収入状況の届出(文部科学省)
厚生労働省	52813	失業認定申告書	雇用保険法施行規則	5 国民等	1 国	2-1 未実施	5,984,953		受給資格者が、失業の認定を受けようとするときに、失業認定日に管轄公共職業安定所に出頭して提出するもの。	(3)性質上オンライン化が適当でない手続	
厚生労働省	52840	求人への申込み	職業安定法	6 民間事業者等	1 国	1-1 実施済	6282000程度	217000程度	事業者がハローワークを利用して募集・採用選考を行う際に、事前に事業所登録・求人申込み手続きを行う。	(1)「規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定)」5頁aに列挙された28事業に含まれる手続	求人の申込み(職業安定法)(厚生労働省)
厚生労働省	52847	求人申込み時の労働条件等の明示	職業安定法	6 民間事業者等	1 国	1-1 実施済	6282000程度	217000程度	求人の申込みに当たり、求職者がハローワークに対して従事すべき業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件を明示するもの。	(1)「規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定)」5頁aに列挙された28事業に含まれる手続	求人の申込み(職業安定法)(厚生労働省)
厚生労働省	52941	育児休業給付の支給申請手続(初回申請)	雇用保険法施行規則	5 国民等	1 国	1-1 実施済	388,772	112,186	被保険者が初めて育児休業給付の支給を受けようとするときの手続。	(1)「規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定)」5頁aに列挙された28事業に含まれる手続	雇用保険関連手続(厚生労働省)
厚生労働省	52958	雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書の提出	雇用保険法施行規則	6 民間事業者等	1 国	1-1 実施済	414,875	117,544	事業者が、その雇用する被保険者が介護休業又は育児休業を取得する際に、被保険者の休業開始日及びその日前の賃金額等を証明できる書類を管轄公共職業安定所に提出するもの。	(1)「規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定)」5頁aに列挙された28事業に含まれる手続	雇用保険関連手続(厚生労働省)
厚生労働省	52962	雇用保険被保険者資格取得届	雇用保険法施行規則	6 民間事業者等	1 国	1-1 実施済	8,351,983	3,117,809	事業者が、その雇用する労働者が当該事業主の行う適用事業に係る被保険者となったことについて、管轄公共職業安定所に提出するもの。	(1)「規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定)」5頁aに列挙された28事業に含まれる手続	雇用保険関連手続(厚生労働省)
厚生労働省	52963	雇用保険被保険者資格喪失届	雇用保険法施行規則	6 民間事業者等	1 国	1-1 実施済	7,735,594	2,698,478	事業者が、その雇用する労働者が当該事業主の行う適用事業に係る被保険者でなくなったことについて、管轄公共職業安定所に提出するもの。	(1)「規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定)」5頁aに列挙された28事業に含まれる手続	雇用保険関連手続(厚生労働省)
厚生労働省	52966	雇用保険被保険者転勤届	雇用保険法施行規則	6 民間事業者等	1 国	1-1 実施済	531,984	205,026	事業者が、その雇用する被保険者を当該事業主の他の事業所から他の事業所に転勤させたときに管轄公共職業安定所に提出するもの。	(1)「規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定)」5頁aに列挙された28事業に含まれる手続	雇用保険関連手続(厚生労働省)
厚生労働省	53037	高齢受給資格者失業認定申告書	雇用保険法施行規則	5 国民等	1 国	2-1 未実施	313,032		高齢受給資格者給付金の支給を受けようとする高齢受給資格者が、公共職業安定所に出頭して、認定をうけるもの。	(3)性質上オンライン化が適当でない手続	
厚生労働省	53120	受給資格決定に係る離職票等の提出	雇用保険法施行規則	5 国民等	1 国	2-1 未実施	1,748,519		基本手当の支給を受けようとする者が、管轄公共職業安定所に出頭して提出するもの。	(3)性質上オンライン化が適当でない手続	
厚生労働省	52313	保険料口座振替納付(変更)申出書	厚生年金保険法	6 民間事業者等	2 独立行政法人	2-1 未実施	168,802			(3)性質上オンライン化が適当でない手続	
厚生労働省	51736	健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届/70歳以上被用者該当届、船員保険・厚生年金保険被保険者資格取得届	厚生年金保険法施行規則	6 民間事業者等	2 独立行政法人等	1-1 実施済	7,465,152	2,300,988	○事業主は、健康保険法3条、厚生年金保険法9条に該当する者を雇用了とき、当該届を提出する。また、雇用する者が70歳以上被用者に該当するとき、当該届を提出する。 ○船舶所有者は、船員法第1条に規定する船員を新たに雇用した場合に、当該届を提出する。	(1)「規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定)」5頁aに列挙された28事業に含まれる手続	厚生年金保険関連手続(厚生労働省)

所管府省	手続ID	手続名	根拠法令	手続主体	手続の受手	オンライン化の実施状況	(令和元年度)総手続件数	(令和元年度)オンライン手続件数	手続の概要	基本計画策定の対象外、又は策定が困難とする理由	基本計画策定の対象外、又は策定が困難とする理由の詳細
厚生労働省	51737	健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届/70歳以上被用者不該当届、船員保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届	厚生年金保険法施行規則	6 民間事業者等	2 独立行政法人等	1-1 実施済	6,382,650	1,980,333	○事業主は、健康保険・厚生年金保険の被保険者が退職又は死亡等により、被保険者の資格を喪失した場合、当該届を提出する。また、70歳以上被用者が退職又は死亡したことにより、70歳以上被用者に該当しなくなった場合、当該届を提出する。 ○船舶所有者は、船員保険・厚生年金保険の被保険者が退職又は死亡等により、被保険者の資格を喪失した場合、当該届を提出する。	(1)「規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定)」5頁aに列挙された28事業に含まれる手続	厚生年金保険関連手続(厚生労働省)
厚生労働省	51739	健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届/70歳以上被用者賞与支払届、船員保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届	厚生年金保険法施行規則	6 民間事業者等	2 独立行政法人等	1-1 実施済	63,714,801	15,645,213	○事業主は、被保険者または70歳以上被用者に賞与を支給した場合、当該届を提出する。 ○船舶所有者は、賞与の支給を行った場合、当該届を提出する。	(1)「規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定)」5頁aに列挙された28事業に含まれる手続	厚生年金保険関連手続(厚生労働省)
厚生労働省	51740	健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届/70歳以上被用者算定基礎届	厚生年金保険法施行規則	6 民間事業者等	2 独立行政法人等	1-1 実施済	39,983,247	9,138,674	○事業主は、7月1日現在で被保険者、70歳以上被用者である者(6月1日以降に新たに資格取得された者等を除く)の4月から6月に支払われた報酬を当該届により提出する。これにより、その年の9月分から適用される標準報酬月額を決定する。	(1)「規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定)」5頁aに列挙された28事業に含まれる手続	厚生年金保険関連手続(厚生労働省)
厚生労働省	51741	健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届/70歳以上被用者月額変更届、船員保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更(基準日)届	厚生年金保険法施行規則	6 民間事業者等	2 独立行政法人等	1-1 実施済	6,459,280	1,837,106	○事業主は、固定的賞金の変動により、被保険者または70歳以上被用者の報酬に大幅な変動があった場合、当該届を提出する。これにより、標準報酬月額の改定を行う。 ○船舶所有者は、被保険者の報酬に増減があり、従前の標準報酬月額に該当しなくなったとき、又は歩合により報酬が定められる被保険者について、基準日(9月1日)における報酬月額を当該届により提出する。	(1)「規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定)」5頁aに列挙された28事業に含まれる手続	厚生年金保険関連手続(厚生労働省)
厚生労働省	47528	業務に従事する歯科衛生士の届出	歯科衛生士法	6 民間事業者等	3 地方等	2-1 未実施	0		免許に関する業務に従事する歯科衛生士は、2年ごとの年の12月31日現在における氏名、住所等を翌年1月15日までに就業地の都道府県知事に届け出るもの。	(7)合理的な理由から令和3年10月までに計画の策定が困難な手続	業務に従事する歯科衛生士の届出は国家資格等情報連携・活用システム等に紐付くが、現在システム構築の検討段階であるため計画の策定は不可である。なお、令和元年度は本届出の対象年ではない。
厚生労働省	48980	支給認定の申請	難病の患者に対する医療等に関する法律	5 国民等	3 地方等	3 不明	940000程度		難病の患者に対する医療等に関する法律(難病法)に基づく指定難病医療費助成の支給認定の申請	(8)所管府省及びデジタル庁と対応方針検討中の手続	地方自治体への手続について、どのような申請システムを用いてオンライン化を進めるかの政府全体の方針が定まっていないうちで目標を定めることにより、地方自治体が独自の申請システムを構築した場合、申請システムが乱立することが想定されることから、当該政府全体の方針整理を優先させるべきと史料されるため。
厚生労働省	48981	支給認定の申請	児童福祉法	5 国民等	3 地方等	3 不明	110000程度		児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費助成の支給認定の申請	(8)所管府省及びデジタル庁と対応方針検討中の手続	地方自治体への手続について、どのような申請システムを用いてオンライン化を進めるかの政府全体の方針が定まっていないうちで目標を定めることにより、地方自治体が独自の申請システムを構築した場合、申請システムが乱立することが想定されることから、当該政府全体の方針整理を優先させるべきと史料されるため。

所管府省	手続ID	手続名	根拠法令	手続主体	手続の相手	オンライン化の実施状況	(令和元年度)総手続件数	(令和元年度)オンライン手続件数	手続の概要	基本計画策定の対象外、又は策定が困難とする理由	基本計画策定の対象外、又は策定が困難とする理由の詳細
厚生労働省	48872	結核患者の入院等の届出	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	7 国民等、民間事業者等	3 地方等	3 不明			病院の管理者は、結核患者が入院したとき、又は入院している結核患者が退院したときは、七日以内に、当該患者について厚生労働省令で定める事項を、最寄りの保健所長に届け出なければならない。保健所長は、その管轄する区域内に居住する者以外の者について前項の届出を受けたときは、その届出の内容を、当該患者の居住地を管轄する保健所長に通知しなければならない。	(8) 所管府省及びデジタル庁と対応方針検討中の手続	・地方自治体の事務であるところ、国において目標を立てたとしても、技術的助言等が可能であるに留まり、そもそもオンライン化の実施自体を含めて強制させることが困難であるため。 ・民間事業者等から地方等への手続については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和3年6月18日閣議決定)において「申請受付機能については、独自の構築を避け、既存の政府共通基盤であるe-Govやマイナポータル等を活用する」という政府方針を踏まえた場合、現在、利用可能な政府共通基盤が存在しないため。 ・地方自治体への手続について、どのような申請システムを用いてオンライン化を進めるかの政府全体の方針が定まっていないうちで目標を定めることにより、地方自治体が独自の申請システムを構築した場合、申請システムが乱立することが想定されるため、当該政府全体の方針整理を優先させるべきと史料されること。
厚生労働省	48899	犬の登録の申請・登録・鑑札の交付	狂犬病予防法	7 国民等、民間事業者等	3 地方等	2-1 未実施			犬の所有者は、犬を取得した日(生後九十日以内の犬を取得した場合にあつては、生後九十日を経過した日)から三十日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地を管轄する市町村長(特別区にあつては、区長。以下同じ。)に犬の登録を申請しなければならない。	(8) 所管府省及びデジタル庁と対応方針検討中の手続	・地方自治体の事務であるところ、国において目標を立てたとしても、技術的助言等が可能であるに留まり、そもそもオンライン化の実施自体を含めて強制させることが困難であるため。 ・民間事業者等から地方等への手続については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和3年6月18日閣議決定)において「申請受付機能については、独自の構築を避け、既存の政府共通基盤であるe-Govやマイナポータル等を活用する」という政府方針を踏まえた場合、現在、利用可能な政府共通基盤が存在しないため。 ・地方自治体への手続について、どのような申請システムを用いてオンライン化を進めるかの政府全体の方針が定まっていないうちで目標を定めることにより、地方自治体が独自の申請システムを構築した場合、申請システムが乱立することが想定されるため、当該政府全体の方針整理を優先させるべきと史料されること。
厚生労働省	47215	埋葬、火葬又は改葬の許可の申請	墓地、埋葬等に関する法律	5 国民等	3 地方等	2-1 未実施	1,546,272		墓地、埋葬等に関する法律(以下法という。)第5条第1項の規定により、市町村長(特別区の区長を含む。)の埋葬又は火葬の許可を受けようとする者は、墓地埋葬等に関する法律施行規則(以下規則という。)第1条に規定する事項を記載した申請書を、改葬の許可を受けようとする者は、規則第2条及び第3条に規定する事項を記載した申請書及び添付書類を法第5条第2項に規定する市町村長に提出しなければならない。	(8) 所管府省及びデジタル庁と対応方針検討中の手続	埋葬、火葬又は改葬の許可の申請の受理は地方自治体の事務であるところ、国において目標を立てたとしても、技術的助言等が可能であるに留まり、そもそもオンライン化の実施自体を含めて強制させることが困難であるため。 また、地方自治体への手続について、どのような申請システムを用いてオンライン化を進めるかの政府全体の方針が定まっていないうちで目標を定めることにより、地方自治体が独自の申請システムを構築した場合、申請システムが乱立することが想定されるため、当該政府全体の方針整理を優先させるべきと史料されることから、基本計画の策定が困難である。
厚生労働省	51293	児童扶養手当受給資格及び所得に関する現況の届出	児童扶養手当法施行規則	5 国民等	3 地方等	1-1 実施済	950880程度		児童扶養手当法施行規則第3条の5に定める所得状況届及び第4条に定める現況届に係る手続き	(8) 所管府省及びデジタル庁と対応方針検討中の手続	地方自治体への手続について、どのような申請システムを用いてオンライン化を進めるかの政府全体の方針が定まっていないうちで目標を定めることにより、地方自治体が独自の申請システムを構築した場合、申請システムが乱立することが想定されるため、当該政府全体の方針整理を優先させるべきと史料されること。
厚生労働省	51295	児童扶養手当受給資格喪失の届出	児童扶養手当法施行規則	5 国民等	3 地方等	2-1 未実施	121793程度		児童扶養手当法施行規則第11条に定める受給資格喪失に係る手続き	(8) 所管府省及びデジタル庁と対応方針検討中の手続	地方自治体への手続について、どのような申請システムを用いてオンライン化を進めるかの政府全体の方針が定まっていないうちで目標を定めることにより、地方自治体が独自の申請システムを構築した場合、申請システムが乱立することが想定されるため、当該政府全体の方針整理を優先させるべきと史料されること。
厚生労働省	51300	児童扶養手当認定の請求	児童扶養手当法施行規則	5 国民等	3 地方等	2-1 未実施	117121程度		児童扶養手当法第6条に定める認定請求に係る手続き	(8) 所管府省及びデジタル庁と対応方針検討中の手続	地方自治体への手続について、どのような申請システムを用いてオンライン化を進めるかの政府全体の方針が定まっていないうちで目標を定めることにより、地方自治体が独自の申請システムを構築した場合、申請システムが乱立することが想定されるため、当該政府全体の方針整理を優先させるべきと史料されること。
厚生労働省	51587	児童扶養手当の一部支給停止の適用除外に関する届出	児童扶養手当法施行規則	5 国民等	3 地方等	2-1 未実施	448014程度		児童扶養手当法施行規則第3条の4に定める一部支給停止の適用除外に関する届出に係る手続き	(8) 所管府省及びデジタル庁と対応方針検討中の手続	地方自治体への手続について、どのような申請システムを用いてオンライン化を進めるかの政府全体の方針が定まっていないうちで目標を定めることにより、地方自治体が独自の申請システムを構築した場合、申請システムが乱立することが想定されるため、当該政府全体の方針整理を優先させるべきと史料されること。
厚生労働省	51344	妊娠の届出	母子保健法	5 国民等	3 地方等	1-1 実施済			妊娠した者は、速やかに、市町村に対して妊娠の届出をしなければならない。	(8) 所管府省及びデジタル庁と対応方針検討中の手続	地方自治体への手続について、どのような申請システムを用いてオンライン化を進めるかの政府全体の方針が定まっていないうちで目標を定めることにより、地方自治体が独自の申請システムを構築した場合、申請システムが乱立することが想定されるため、当該政府全体の方針整理を優先させるべきと史料されること。
厚生労働省	45720	精神障害者保健福祉手帳の申請	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	5 国民等	3 地方等	2-1 未実施	137,197		精神障害者が「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下「法」とする。)」第45条第1項に基づき、厚生労働省令で定める書類を添えて、その居住地の都道府県知事に精神障害者保健福祉手帳(以下「手帳」とする。)の交付を申請する。	(8) 所管府省及びデジタル庁と対応方針検討中の手続	・地方自治体の事務であるところ、国において目標を立てたとしても、技術的助言等が可能であるに留まり、そもそもオンライン化の実施自体を含めて強制させることが困難であるため。 ・地方自治体への手続について、どのような申請システムを用いてオンライン化を進めるかの政府全体の方針が定まっていないうちで目標を定めることにより、地方自治体が独自の申請システムを構築した場合、申請システムが乱立することが想定されるため、当該政府全体の方針整理を優先させるべきと史料されること。

所管府省	手続ID	手続名	根拠法令	手続主体	手続の相手	オンライン化の実施状況	(令和元年度)総手続件数	(令和元年度)オンライン手続件数	手続の概要	基本計画策定の対象外、又は策定が困難とする理由	基本計画策定の対象外、又は策定が困難とする理由の詳細
厚生労働省	45722	精神障害者保健福祉手帳の更新の申請	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	5 国民等	3 地方等	2-1 未実施	1,135,450		法第45条第4項に基づき、2年ごとに都道府県知事の認定を受けなければならない。	(8)所管府省及びデジタル庁と対応方針検討中の手続	・地方自治体の事務であるところ、国において目標を立てたとしても、技術的助言等が可能であるに留まり、そもそもオンライン化の実施自体を含めて強制させることが困難であるため。 ・地方自治体への手続について、どのような申請システムを用いてオンライン化を進めるかの政府全体の方針が定まっていな中で目標を定めることにより、地方自治体が独自の申請システムを構築した場合、申請システムが乱立することが想定されるため、当該政府全体の方針整理を優先させるべきと史料されること。
厚生労働省	45725	精神障害者保健福祉手帳の障害等級の変更の申請	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令	5 国民等	3 地方等	2-1 未実施	1,135,450		法施行令第9条第1項により手帳の交付を受けた者が、精神状態の症状に変化があり、現在の投球とは異なる等級に該当すると考えたときに、申請を行う。なお、手帳の有効期限内でも可能である。	(8)所管府省及びデジタル庁と対応方針検討中の手続	・地方自治体の事務であるところ、国において目標を立てたとしても、技術的助言等が可能であるに留まり、そもそもオンライン化の実施自体を含めて強制させることが困難であるため。 ・地方自治体への手続について、どのような申請システムを用いてオンライン化を進めるかの政府全体の方針が定まっていな中で目標を定めることにより、地方自治体が独自の申請システムを構築した場合、申請システムが乱立することが想定されるため、当該政府全体の方針整理を優先させるべきと史料されること。
厚生労働省	45726	精神障害者保健福祉手帳の汚損・紛失時の再交付申請	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令	5 国民等	3 地方等	2-1 未実施	1,135,450		法施行令第10条第1項により、都道府県知事は手帳を交付しなければならないこととなっていることから、手帳の交付を受けた者が申請できる。	(8)所管府省及びデジタル庁と対応方針検討中の手続	・地方自治体の事務であるところ、国において目標を立てたとしても、技術的助言等が可能であるに留まり、そもそもオンライン化の実施自体を含めて強制させることが困難であるため。 ・地方自治体への手続について、どのような申請システムを用いてオンライン化を進めるかの政府全体の方針が定まっていな中で目標を定めることにより、地方自治体が独自の申請システムを構築した場合、申請システムが乱立することが想定されるため、当該政府全体の方針整理を優先させるべきと史料されること。
厚生労働省	45857	精神障害者を医療保護入院させた場合の届出	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	6 民間事業者等	3 地方等	3 不明	186,930		精神科病院の管理者は、医療保護入院の措置を採ったときは、十日以内に、その者の症状その他厚生労働省令で定める事項を当該入院について同意をした者の同意書を添え、最寄りの保健所長を経て都道府県知事に届け出なければならない。	(8)所管府省及びデジタル庁と対応方針検討中の手続	・地方自治体の事務であるところ、国において目標を立てたとしても、技術的助言等が可能であるに留まり、そもそもオンライン化の実施自体を含めて強制させることが困難であるため。 ・民間事業者等から地方等への手続については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和3年6月18日閣議決定)において「申請受付機能については、独自の構築を避け、既存の政府共通基盤であるe-Govやマイナポータル等を活用する」という政府方針を踏まえた場合、現在、利用可能な政府共通基盤が存在しないため。 ・地方自治体への手続について、どのような申請システムを用いてオンライン化を進めるかの政府全体の方針が定まっていな中で目標を定めることにより、地方自治体が独自の申請システムを構築した場合、申請システムが乱立することが想定されるため、当該政府全体の方針整理を優先させるべきと史料されること。
厚生労働省	45858	医療保護入院者を退院させた場合の届出	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	6 民間事業者等	3 地方等	3 不明	185,063		精神科病院の管理者は、医療保護入院者を退院させたときは、十日以内に、その旨及び厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長を経て都道府県知事に届け出なければならない。	(8)所管府省及びデジタル庁と対応方針検討中の手続	・地方自治体の事務であるところ、国において目標を立てたとしても、技術的助言等が可能であるに留まり、そもそもオンライン化の実施自体を含めて強制させることが困難であるため。 ・民間事業者等から地方等への手続については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和3年6月18日閣議決定)において「申請受付機能については、独自の構築を避け、既存の政府共通基盤であるe-Govやマイナポータル等を活用する」という政府方針を踏まえた場合、現在、利用可能な政府共通基盤が存在しないため。 ・地方自治体への手続について、どのような申請システムを用いてオンライン化を進めるかの政府全体の方針が定まっていな中で目標を定めることにより、地方自治体が独自の申請システムを構築した場合、申請システムが乱立することが想定されるため、当該政府全体の方針整理を優先させるべきと史料されること。
厚生労働省	45883	精神障害者保健福祉手帳の氏名等の変更の届出	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令	5 国民等	3 地方等	2-1 未実施	1,135,450		法施行令第7条第2項により、手帳を添えて、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。	(8)所管府省及びデジタル庁と対応方針検討中の手続	・地方自治体の事務であるところ、国において目標を立てたとしても、技術的助言等が可能であるに留まり、そもそもオンライン化の実施自体を含めて強制させることが困難であるため。 ・地方自治体への手続について、どのような申請システムを用いてオンライン化を進めるかの政府全体の方針が定まっていな中で目標を定めることにより、地方自治体が独自の申請システムを構築した場合、申請システムが乱立することが想定されるため、当該政府全体の方針整理を優先させるべきと史料されること。
厚生労働省	45884	精神障害者保健福祉手帳の居住地の変更の届出	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令	5 国民等	3 地方等	2-1 未実施	1,135,450		法施行令第7条第4項により、新居住地の都道府県知事にその旨を届け出なければならない。	(8)所管府省及びデジタル庁と対応方針検討中の手続	・地方自治体の事務であるところ、国において目標を立てたとしても、技術的助言等が可能であるに留まり、そもそもオンライン化の実施自体を含めて強制させることが困難であるため。 ・地方自治体への手続について、どのような申請システムを用いてオンライン化を進めるかの政府全体の方針が定まっていな中で目標を定めることにより、地方自治体が独自の申請システムを構築した場合、申請システムが乱立することが想定されるため、当該政府全体の方針整理を優先させるべきと史料されること。

所管府省	手続ID	手続名	根拠法令	手続主体	手続の相手	オンライン化の実施状況	(令和元年度)総手続件数	(令和元年度)オンライン手続件数	手続の概要	基本計画策定の対象外、又は策定が困難とする理由	基本計画策定の対象外、又は策定が困難とする理由の詳細
厚生労働省	45712	身体障害者手帳の交付の申請	身体障害者福祉法	5 国民等	3 地方等	2-1 未実施	約10万件以上		「身体障害者福祉法」第15条第1項に基づき身体に障害のある者は、都道府県知事の定める医師の診断書を添えて、その居住地(居住地を有しないときは、その所在地)の都道府県知事に身体障害者手帳の交付を申請することができる。	(8)所管府省及びデジタル庁と対応方針検討中の手続	地方自治体の事務であるところ、国において目標を立てたとしても、技術的助言等が可能であるに留まり、そもそもオンライン化の実施自体を含めて強制させることが困難であるため、また、システム導入に係る費用等の負担が見込まれるため、地方自治体に強制させることは困難であるため。 ・地方自治体への手続について、どのような申請システムを用いてオンライン化を進めるかの政府全体の方針が定まっていない中で目標を定めることにより、地方自治体が独自の申請システムを構築した場合、申請システムが乱立することが想定されるため、当該政府全体の方針整理を優先させるべきと史料されること。
厚生労働省	45747	自立支援医療費の支給認定の申請	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	5 国民等	3 地方等	3 不明			支給認定を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、市町村等に申請をしなければならない。	(8)所管府省及びデジタル庁と対応方針検討中の手続	・地方自治体の事務であるところ、国において目標を立てたとしても、技術的助言等が可能であるに留まり、そもそもオンライン化の実施自体を含めて強制させることが困難であるため。 ・地方自治体への手続について、どのような申請システムを用いてオンライン化を進めるかの政府全体の方針が定まっていない中で目標を定めることにより、地方自治体が独自の申請システムを構築した場合、申請システムが乱立することが想定されるため、当該政府全体の方針整理を優先させるべきと史料されること。
厚生労働省	45844	特別児童扶養手当所得状況届	特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則	5 国民等	3 地方等	2-1 未実施	240000程度		特別児童扶養手当の受給者が毎年、都道府県等に所得状況の届出を行うもの。	(8)所管府省及びデジタル庁と対応方針検討中の手続	国において目標を立てたとしても、技術的助言等が可能であるに留まり、そもそもオンライン化の実施自体を含めて強制させることが困難であるため、また、システム導入に係る費用等の負担が見込まれるため、地方自治体に強制させることは困難であるため。 ・地方自治体への手続について、どのような申請システムを用いてオンライン化を進めるかの政府全体の方針が定まっていない中で目標を定めることにより、地方自治体が独自の申請システムを構築した場合、申請システムが乱立することが想定されるため、当該政府全体の方針整理を優先させるべきと史料されること。
厚生労働省	113129	特別障害者手当の現況届	障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令	5 国民等	3 地方等	2-1 未実施	120000程度		特別障害者手当の受給者が毎年、都道府県等に現況の届出を行うもの。	(8)所管府省及びデジタル庁と対応方針検討中の手続	国において目標を立てたとしても、技術的助言等が可能であるに留まり、そもそもオンライン化の実施自体を含めて強制させることが困難であるため、また、システム導入に係る費用等の負担が見込まれるため、地方自治体に強制させることは困難であるため。 ・地方自治体への手続について、どのような申請システムを用いてオンライン化を進めるかの政府全体の方針が定まっていない中で目標を定めることにより、地方自治体が独自の申請システムを構築した場合、申請システムが乱立することが想定されるため、当該政府全体の方針整理を優先させるべきと史料されること。
厚生労働省	44979	居宅要支援被保険者である特定入居者の負担限度額にかかる市町村の認定の申請	介護保険法施行規則	5 国民等	3 地方等	1-1 実施済	申請件数(オンライン含む)については、給付額に影響を与えないこと等のことから、保険者から報告を求めず、国として把握していない。	申請件数(オンライン含む)については、給付額に影響を与えないこと等のことから、保険者から報告を求めず、国として把握していない。	低所得者について、施設サービスやショートステイを利用する際の食費・居住費について限度額が設定される制度であり、対象となる低所得者は、市町村に申請を行う。	(8)所管府省及びデジタル庁と対応方針検討中の手続	・オンライン化は実施済となっているが、申請者は介護が必要かつ施設入所中のケースもあり、オンライン申請の活用が見込まれない場合も多いため。 ・地方自治体の自治事務であるところ、仮に国において目標を立てた場合であっても、技術的助言等が可能であるに留まり、そもそもオンライン化の実施を強制できるものではないため。 ・地方自治体への手続について、どのような申請システムを用いてオンライン化を進めるかの政府全体の方針が定まっていない中で目標を定めることにより、地方自治体が独自の申請システムを構築した場合、申請システムが乱立することが想定されるため、当該政府全体の方針整理を優先させるべきと史料されること。
厚生労働省	44988	高額介護サービス費の支給申請	介護保険法施行規則	5 国民等	3 地方等	1-1 実施済	申請件数(オンライン含む)については、給付額に影響を与えないこと等のことから、保険者から報告を求めず、国として把握していない。	申請件数(オンライン含む)については、給付額に影響を与えないこと等のことから、保険者から報告を求めず、国として把握していない。	要介護者が1か月に支払った利用者負担が一定の上限額を超えた際に、対象者の申請により払い戻される。	(8)所管府省及びデジタル庁と対応方針検討中の手続	・オンライン化は実施済となっているが、申請者は介護が必要かつ施設入所中のケースもあり、オンライン申請の活用が見込まれない場合も多いため。 ・地方自治体の自治事務であるところ、仮に国において目標を立てた場合であっても、技術的助言等が可能であるに留まり、そもそもオンライン化の実施を強制できるものではないため。 ・地方自治体への手続について、どのような申請システムを用いてオンライン化を進めるかの政府全体の方針が定まっていない中で目標を定めることにより、地方自治体が独自の申請システムを構築した場合、申請システムが乱立することが想定されるため、当該政府全体の方針整理を優先させるべきと史料されること。
厚生労働省	44989	高額介護予防サービス費の支給の申請	介護保険法施行規則	5 国民等	3 地方等	1-1 実施済	申請件数(オンライン含む)については、給付額に影響を与えないこと等のことから、保険者から報告を求めず、国として把握していない。	申請件数(オンライン含む)については、給付額に影響を与えないこと等のことから、保険者から報告を求めず、国として把握していない。	要介護者が1か月に支払った利用者負担が一定の上限額を超えた際に、対象者の申請により払い戻される。	(8)所管府省及びデジタル庁と対応方針検討中の手続	・オンライン化は実施済となっているが、申請者は介護が必要かつ施設入所中のケースもあり、オンライン申請の活用が見込まれない場合も多いため。 ・地方自治体の自治事務であるところ、仮に国において目標を立てた場合であっても、技術的助言等が可能であるに留まり、そもそもオンライン化の実施を強制できるものではないため。 ・地方自治体への手続について、どのような申請システムを用いてオンライン化を進めるかの政府全体の方針が定まっていない中で目標を定めることにより、地方自治体が独自の申請システムを構築した場合、申請システムが乱立することが想定されるため、当該政府全体の方針整理を優先させるべきと史料されること。

所管府省	手続ID	手続名	根拠法令	手続主体	手続の相手	オンライン化の実施状況	(令和元年度)総手続件数	(令和元年度)オンライン手続件数	手続の概要	基本計画策定の対象外、又は策定が困難とする理由	基本計画策定の対象外、又は策定が困難とする理由の詳細
厚生労働省	45176	要介護被保険者である特定入所者の負担限度額にかかる市町村の認定の申請	介護保険法施行規則	5 国民等	3 地方等	1-1 実施済	申請件数(オンライン含む)については、給付額に影響を与えないこと等のことから、保険者から報告を求めず、国として把握していない。	申請件数(オンライン含む)については、給付額に影響を与えないこと等のことから、保険者から報告を求めず、国として把握していない。	低所得者について、施設サービスやショートステイを利用する際の食費・居住費について限度額が設定される制度であり、対象となる低所得者は、市町村に申請を行う。	(8) 所管府省及びデジタル庁と対応方針検討中の手続	・オンライン化は実施済となっているが、申請者は介護が必要かつ施設入所中のケースもあり、オンライン申請の活用が見込まれない場合も多いため。 ・地方自治体の自治事務であるところ、仮に国において目標を立てた場合であっても、技術的助言等が可能であるに留まり、そもそもオンライン化の実施を強制できるものではないため。 ・地方自治体への手続について、どのような申請システムを用いてオンライン化を進めるかの政府全体の方針が定まっていな中で目標を定めることにより、地方自治体が独自の申請システムを構築した場合、申請システムが乱立することが想定されるため、当該政府全体の方針整理を優先させるべきと見られること。
厚生労働省	110259	介護サービス事業者の報告	介護保険法	6 民間事業者等	3 地方等	1-1 実施済	1 約10万件以上	1 約10万件以上	介護保険法に基づく情報公表制度として、介護サービス事業者自身が提供する介護サービス種別・内容等を都道府県に報告し、報告を受けた都道府県が公表するもの。	(2) オンライン利用率が100%の手続	○本手続は、介護保険法に基づく情報公表制度として、介護サービス事業者自身が提供する介護サービス種別・内容等を都道府県に報告し、報告を受けた都道府県が公表するもの。 ○このため、公表制度の円滑な運用に資するよう国において介護サービス情報公表システムを整備し、事業者からの報告事務や都道府県の公表事務まで、全てオンラインにより手続可能となるよう随時改修等を行っている。 ※情報公表制度は、事務の効率化を図るために平成25年度からシステム利用を前提とした運用としており、例えばシステムを利用した手続は不便である・支障がある等の理由により紙による手続の運用している事例は承知していない。
厚生労働省	48272	基準収入額適用申請	高齢者の医療の確保に関する法律施行規則	5 国民等	3 地方等	2-1 未実施			現役並所得者不該当に係る適用を受けようとする場合に行うもの。	(8) 所管府省及びデジタル庁と対応方針検討中の手続	地方自治体への手続について、どのような申請システムを用いてオンライン化を進めるかの政府全体の方針が定まっていな中で目標を定めることにより、地方自治体が独自の申請システムを構築した場合、申請システムが乱立することが想定されるため。また、マイナポータルのびったりサービスを使用していない地方自治体がある中で、75歳以上の後期高齢者を対象とした制度に係る手続に限定して、目標とするオンライン利用率を設定することは困難であるため。
厚生労働省	48345	限度額適用認定の申請	高齢者の医療の確保に関する法律施行規則	5 国民等	3 地方等	2-1 未実施			自己負担限度額の適用を受けようとする場合に行うもの。	(4) 廃止予定の手続	令和2年10月
厚生労働省	48356	高額介護合算療養費の支給の申請	高齢者の医療の確保に関する法律施行規則	5 国民等	3 地方等	2-1 未実施			後期高齢者医療制度と介護保険制度の両方に支払っている一部負担金等の1年間の合算額が著しく高額になり、自己負担限度額を超えた場合に行うもの。	(8) 所管府省及びデジタル庁と対応方針検討中の手続	地方自治体への手続について、どのような申請システムを用いてオンライン化を進めるかの政府全体の方針が定まっていな中で目標を定めることにより、地方自治体が独自の申請システムを構築した場合、申請システムが乱立することが想定されるため。また、マイナポータルのびったりサービスを使用していない地方自治体がある中で、75歳以上の後期高齢者を対象とした制度に係る手続に限定して、目標とするオンライン利用率を設定することは困難であるため。
厚生労働省	48358	高額介護合算療養費の支給及び証明書の交付申請	高齢者の医療の確保に関する法律施行規則	5 国民等	3 地方等	2-1 未実施			後期高齢者医療制度と介護保険制度の両方に支払っている一部負担金等の1年間の合算額が著しく高額になり、自己負担限度額を超えた場合に行うもの。	(8) 所管府省及びデジタル庁と対応方針検討中の手続	地方自治体への手続について、どのような申請システムを用いてオンライン化を進めるかの政府全体の方針が定まっていな中で目標を定めることにより、地方自治体が独自の申請システムを構築した場合、申請システムが乱立することが想定されるため。また、マイナポータルのびったりサービスを使用していない地方自治体がある中で、75歳以上の後期高齢者を対象とした制度に係る手続に限定して、目標とするオンライン利用率を設定することは困難であるため。
厚生労働省	48361	高額療養費の支給の申請	高齢者の医療の確保に関する法律施行規則	5 国民等	3 地方等	2-1 未実施			高額療養費の支給を償還払いで受けようとする場合に行うもの。	(8) 所管府省及びデジタル庁と対応方針検討中の手続	地方自治体への手続について、どのような申請システムを用いてオンライン化を進めるかの政府全体の方針が定まっていな中で目標を定めることにより、地方自治体が独自の申請システムを構築した場合、申請システムが乱立することが想定されるため。また、マイナポータルのびったりサービスを使用していない地方自治体がある中で、75歳以上の後期高齢者を対象とした制度に係る手続に限定して、目標とするオンライン利用率を設定することは困難であるため。
厚生労働省	48399	資格取得の届出等	高齢者の医療の確保に関する法律施行規則	5 国民等	3 地方等	2-1 未実施			被保険者の資格を有した場合に行うもの。	(8) 所管府省及びデジタル庁と対応方針検討中の手続	地方自治体への手続について、どのような申請システムを用いてオンライン化を進めるかの政府全体の方針が定まっていな中で目標を定めることにより、地方自治体が独自の申請システムを構築した場合、申請システムが乱立することが想定されるため。また、マイナポータルのびったりサービスを使用していない地方自治体がある中で、75歳以上の後期高齢者を対象とした制度に係る手続に限定して、目標とするオンライン利用率を設定することは困難であるため。
厚生労働省	48400	資格喪失の届出	高齢者の医療の確保に関する法律施行規則	5 国民等	3 地方等	2-1 未実施			被保険者の資格を喪失した場合に行うもの。	(8) 所管府省及びデジタル庁と対応方針検討中の手続	地方自治体への手続について、どのような申請システムを用いてオンライン化を進めるかの政府全体の方針が定まっていな中で目標を定めることにより、地方自治体が独自の申請システムを構築した場合、申請システムが乱立することが想定されるため。また、マイナポータルのびったりサービスを使用していない地方自治体がある中で、75歳以上の後期高齢者を対象とした制度に係る手続に限定して、目標とするオンライン利用率を設定することは困難であるため。

所管府省	手続ID	手続名	根拠法令	手続主体	手続の相手	オンライン化の実施状況	(令和元年度)総手続件数	(令和元年度)オンライン手続件数	手続の概要	基本計画策定の対象外、又は策定が困難とする理由	基本計画策定の対象外、又は策定が困難とする理由の詳細
厚生労働省	48401	資格喪失の届出(全喪・転出・適用除外に該当)	国民健康保険法施行規則	5 国民等	3 地方等	3 不明			国民健康保険の被保険者が被保険者資格を喪失した際に、被保険者が属する世帯の世帯主が市町村に対して届出を行う。	(8) 所管府省及びデジタル庁と対応方針検討中の手続	地方自治体の事務であるところ、国において目標を立てたとしても、技術的助言等が可能であるに留まり、そもそもオンライン化の実施自体を含めて強制させることが困難であるため。 ・地方自治体への手続について、どのような申請システムを用いてオンライン化を進めるかの政府全体の方針が定まっていな中で目標を定めることにより、地方自治体が独自の申請システムを構築した場合、申請システムが乱立することが想定されるため、当該政府全体の方針整理を優先させるべきと史料されること。
厚生労働省	48447	食事療養標準負担額の療養費払いに関する申請	高齢者の医療の確保に関する法律施行規則	5 国民等	3 地方等	2-1 未実施			食事療養標準負担額の減額に関する特例を受けようとする場合に行うもの。	(8) 所管府省及びデジタル庁と対応方針検討中の手続	地方自治体への手続について、どのような申請システムを用いてオンライン化を進めるかの政府全体の方針が定まっていな中で目標を定めることにより、地方自治体が独自の申請システムを構築した場合、申請システムが乱立することが想定されるため、また、マイナポータルのびったりサービスを使用していない地方自治体がある中で、75歳以上の後期高齢者を対象とした制度に係る手続に限定して、目標とするオンライン利用率を設定することは困難であるため。
厚生労働省	48580	特定疾病給付対象療養に係る申請	高齢者の医療の確保に関する法律施行規則	5 国民等	3 地方等	2-1 未実施			特定疾病給付対象療養に係る認定を受けようとする場合に行うもの。	(8) 所管府省及びデジタル庁と対応方針検討中の手続	地方自治体への手続について、どのような申請システムを用いてオンライン化を進めるかの政府全体の方針が定まっていな中で目標を定めることにより、地方自治体が独自の申請システムを構築した場合、申請システムが乱立することが想定されるため、また、マイナポータルのびったりサービスを使用していない地方自治体がある中で、75歳以上の後期高齢者を対象とした制度に係る手続に限定して、目標とするオンライン利用率を設定することは困難であるため。
厚生労働省	48585	特定疾病認定の申請書の提出	高齢者の医療の確保に関する法律施行規則	5 国民等	3 地方等	2-1 未実施			特定疾病の認定を受けようとする場合に行うもの。	(8) 所管府省及びデジタル庁と対応方針検討中の手続	地方自治体への手続について、どのような申請システムを用いてオンライン化を進めるかの政府全体の方針が定まっていな中で目標を定めることにより、地方自治体が独自の申請システムを構築した場合、申請システムが乱立することが想定されるため、また、マイナポータルのびったりサービスを使用していない地方自治体がある中で、75歳以上の後期高齢者を対象とした制度に係る手続に限定して、目標とするオンライン利用率を設定することは困難であるため。
厚生労働省	48727	療養費の支給申請	高齢者の医療の確保に関する法律施行規則	5 国民等	3 地方等	2-1 未実施			やむを得ない事情で、療養の給付等を受けられず、医療費の全額をいったん支払った場合に行うもの。	(8) 所管府省及びデジタル庁と対応方針検討中の手続	地方自治体への手続について、どのような申請システムを用いてオンライン化を進めるかの政府全体の方針が定まっていな中で目標を定めることにより、地方自治体が独自の申請システムを構築した場合、申請システムが乱立することが想定されるため、また、マイナポータルのびったりサービスを使用していない地方自治体がある中で、75歳以上の後期高齢者を対象とした制度に係る手続に限定して、目標とするオンライン利用率を設定することは困難であるため。
厚生労働省	119355	被保険者証の返還	高齢者の医療の確保に関する法律	5 国民等	3 地方等	2-1 未実施			被保険者証の返還を行うもの。	(6) 合理的な理由から計画の策定自体が困難である手続	令和3年10月までにオンライン資格確認の本格運用が開始され、被保険者資格の確認をオンラインで行うことができるようになるが、当分は、オンライン資格確認と並行して紙の被保険者証の発行も継続する必要があるため、紙の証を返還する手続について、当面の間、オンライン化することはできないものであり、基本計画の策定は困難である。
厚生労働省	119358	限度額適用認定証の返還	高齢者の医療の確保に関する法律施行規則	5 国民等	3 地方等	2-1 未実施			限度額適用認定証の返還を行うもの。	(6) 合理的な理由から計画の策定自体が困難である手続	令和3年10月までにオンライン資格確認の本格運用が開始され、被保険者資格の確認をオンラインで行うことができるようになるが、当分は、オンライン資格確認と並行して紙の限度額適用認定証の発行も継続する必要があるため、紙の証を返還する手続について、当面の間、オンライン化することはできないものであり、基本計画の策定は困難である。
厚生労働省	119359	限度額適用・標準負担額減額認定証の返還	高齢者の医療の確保に関する法律施行規則	5 国民等	3 地方等	2-1 未実施			限度額適用・標準負担額減額認定証の返還を行うもの。	(6) 合理的な理由から計画の策定自体が困難である手続	令和3年10月までにオンライン資格確認の本格運用が開始され、被保険者資格の確認をオンラインで行うことができるようになるが、当分は、オンライン資格確認と並行して紙の限度額適用・標準負担額減額認定証の発行も継続する必要があるため、紙の証を返還する手続について、当面の間、オンライン化することはできないものであり、基本計画の策定は困難である。
厚生労働省	119360	被保険者証の返還	国民健康保険法	5 国民等	3 地方等	2-1 未実施			国民健康保険の被保険者が被保険者資格を喪失した場合等に、被保険者が属する世帯の世帯主が市町村に対して被保険者証を返還する。	(6) 合理的な理由から計画の策定自体が困難である手続	令和3年10月までにオンライン資格確認の本格運用が開始され、被保険者資格の確認をオンラインで行うことができるようになるが、当分は、オンライン資格確認と並行して紙の被保険者証の発行も継続する必要があるため、紙の証を返還する手続について、当面の間、オンライン化することはできないものであり、基本計画の策定は困難である。
厚生労働省	119361	高齢受給者証の返還	国民健康保険法施行規則	5 国民等	3 地方等	2-1 未実施			高齢受給者証の交付を受けた国民健康保険の被保険者が、国民健康保険法施行規則第七条の四第2項各号に該当するに至った場合等に、被保険者の属する世帯の世帯主が、市町村に対して高齢受給者証を返還する。	(6) 合理的な理由から計画の策定自体が困難である手続	令和3年10月までにオンライン資格確認の本格運用が開始され、被保険者資格の確認をオンラインで行うことができるようになるが、当分は、オンライン資格確認と並行して紙の高齢受給者証の発行も継続する必要があるため、紙の証を返還する手続について、当面の間、オンライン化することはできないものであり、基本計画の策定は困難である。
厚生労働省	52006	国民年金被保険者住所変更届(同一市区町村内)(同一市区町村外)	国民年金法施行規則	5 国民等	3 地方等	2-1 未実施			○国民年金の被保険者が住所を変更した場合、市区町村役場に当該届を提出する。	(6) 合理的な理由から計画の策定自体が困難である手続	日本年金機構にマイナンバーが登録されている者については、住基ネットの異動情報を活用し、当該届書の提出は原則不要としているところ、件数については本来提出不要である件数も含めて計上されている。当該届書については、マイナンバーの未登録者の解消を進め、届書の提出手続を不要とすべき手続であって、オンライン利用率向上の取組を進める手続ではないため基本計画の対象外とする。



所管府省	手続ID	手続名	根拠法令	手続主体	手続の相手	オンライン化の実施状況	(令和元年度)総手続件数	(令和元年度)オンライン手続件数	手続の概要	基本計画策定の対象外、又は策定が困難とする理由	基本計画策定の対象外、又は策定が困難とする理由の詳細
厚生労働省	45540	技能検定の受験の申請	職業能力開発促進法施行規則	5 国民等	3 地方等	2-1 未実施	300000程度		技能検定試験の受験の申請について、各都道府県職業能力開発協会に行うもの。	(7)合理的な理由から令和3年10月までに計画の策定が困難な手続	技能検定の受験申請は国家資格等情報連携・活用システムに紐付くが、現在システム構築の検討段階であるため計画の策定は不可である。
厚生労働省	47342	医師等国家試験及び医師等国家試験予備試験の手続	医師法施行規則等	5 国民等	1 国	2-1 未実施	119,671		願書、写真等出願時に必要となる書類の提出並びに受験手数料等の納付など	(7)合理的な理由から令和3年10月までに計画の策定が困難な手続	医師等国家試験及び医師等国家試験予備試験の手続は国家資格等情報連携・活用システム等に紐付くが、現在システム構築の検討段階であるため計画の策定は不可である。
厚生労働省	47659	歯科医師の届出	歯科医師法	5 国民等	1 国	2-1 未実施	0		歯科医師は、2年ごとの年の12月31日現在における氏名、住所等を翌年1月15日までにその住所地の都道府県知事を経由して厚生労働大臣に届け出るもの。	(7)合理的な理由から令和3年10月までに計画の策定が困難な手続	歯科医師の届出は国家資格等情報連携・活用システム等に紐付くが、現在システム構築の検討段階であるため計画の策定は不可である。なお、令和元年度は本届出の対象年ではない。
厚生労働省	46634	掛金月額の変更申込み	中小企業退職金共済法	6 民間事業者等	2 独立行政法人等	2-1 未実施	224,786		被共済者(従業員)の掛金月額変更を申込む場合に、共済契約者(事業主)から機構宛に、「掛金月額変更申込み書」を提出する。	(8)所管府省及びデジタル庁と対応方針検討中の手続	セキュリティ面の検討を含め、オンライン化の手段が定まっていなかったため、政府共通ネットワーク経由によるオンライン化によることが可能であると考えられるため、令和4年度末に予定されている、e-Govへの接続可能となる日程の確定後において、計画策定を行うこととした。
厚生労働省	46705	中小企業退職金共済契約に係る退職金の請求	中小企業退職金共済法施行規則	5 国民等	2 独立行政法人等	2-1 未実施	265,169		退職金を請求する場合に、被共済者(従業員)本人(死亡の場合は遺族)から機構宛に、「退職金請求書」及び添付書類(請求人本人の確認書類等)を提出する。	(8)所管府省及びデジタル庁と対応方針検討中の手続	セキュリティ面の検討を含め、オンライン化の手段が定まっていなかったため、政府共通ネットワーク経由によるオンライン化によることが可能であると考えられるため、令和4年度末に予定されている、e-Govへの接続可能となる日程の確定後において、計画策定を行うこととした。
厚生労働省	46745	中小企業退職金共済契約に係る被共済者の退職の届出	中小企業退職金共済法	6 民間事業者等	2 独立行政法人等	2-1 未実施	315,233		被共済者(従業員)が退職した場合に、共済契約者(事業主)から機構宛に、「被共済者退職届」を提出する。	(8)所管府省及びデジタル庁と対応方針検討中の手続	セキュリティ面の検討を含め、オンライン化の手段が定まっていなかったため、政府共通ネットワーク経由によるオンライン化によることが可能であると考えられるため、令和4年度末に予定されている、e-Govへの接続可能となる日程の確定後において、計画策定を行うこととした。
厚生労働省	47010	食品等の輸入の届出	食品衛生法	7 国民等、民間事業者等	1 国	1-1 実施済	2,544,674	2,460,550	食品衛生法第27条に基づき、販売(不特定又は多数の者に対する販売以外の授与を含む)又は営業上使用する食品等を輸入しようとする者はその都度厚生労働大臣(検疫所)に届出が必要。	(5)実質的に可能な限界までオンライン利用率が引き上がっている手続	食品等の輸入の届出は税関業務と密接に関連しており、オンライン届出には港湾関連情報処理センター株式会社(NACCS)が提供するシステムの利用が必須となっている。当該システムの利用には別途NACCSセンターに手続(ID取得、パッケージソフトのインストール等)が必要である。届出者に対しオンラインでの届出を働きかけてきた結果、利用率は97%となっているが、届出者の中には一度きりしか輸入しない法人や多数の者に配るお土産を持ってきた旅行者等もあり、これらの届出者にシステムを導入させることは難しくこれ以上の利用率の引き上げは見込めない。また、当該システムを利用しての食品等の輸入の届出は無料であるが、税関のシステムと連携させるためにはNACCSの有料システムが必要となり、別途料金が必要なことも利用率を上げることを難しくしている。
厚生労働省	53287	日雇労働者給付金の失業の認定	雇用保険法	5 国民等	1 国	2-1 未実施	260,254	0	日雇労働者給付金の支給を受けることのできる資格を有する者が、日雇労働者給付を受けるために、公共職業安定所に出頭し、失業認定を行う手続。	(3)性質上オンライン化が適当でない手続	
厚生労働省	217050	技能実習計画の認定申請	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律	7 国民等、民間事業者等	2 独立行政法人等	2-1 未実施	370,245		技能実習を行わせようとする者(実習実施者)が、技能実習計画を作成し、認可法人外国人技能実習機構に認定申請を行うもの。	(7)合理的な理由から令和3年10月までに計画の策定が困難な手続	オンライン化方針であるものの、受け入れ側(手続の受け手)において、少なくとも令和4年3月までオンライン化対象の業務については、調査研究を行っているため、その結果を踏まえたシステム調達の見通しが立たない限り基本計画の策定は困難。
厚生労働省	46431	保護開始の申請	生活保護法	5 国民等	3 地方等	2-1 未実施			生活保護を開始するため、生活保護法第24条第1項に基づき、保護開始の申請手続を行う。	(8)所管府省及びデジタル庁と対応方針検討中の手続	地方自治体への手続について、どのような申請システムを用いてオンライン化を進めるかの政府全体の方針が定まっていなかった中で目標を定めることにより、地方自治体が独自の申請システムを構築した場合、申請システムが乱立することが想定されるため、当該政府全体の方針整理を優先させるべきと見られること。
厚生労働省	46445	保護変更の申請	生活保護法	5 国民等	3 地方等	2-1 未実施			生活状態の変化等により、保護の変更が必要な場合に、生活保護法第24条第9項に基づき、保護変更の申請手続を行う。	(8)所管府省及びデジタル庁と対応方針検討中の手続	地方自治体への手続について、どのような申請システムを用いてオンライン化を進めるかの政府全体の方針が定まっていなかった中で目標を定めることにより、地方自治体が独自の申請システムを構築した場合、申請システムが乱立することが想定されるため、当該政府全体の方針整理を優先させるべきと見られること。

所管府省	手続ID	手続名	根拠法令	手続主体	手続の受手	オンライン化の実施状況	(令和元年度)総手続件数	(令和元年度)オンライン手続件数	手続の概要	基本計画策定の対象外、又は策定が困難とする理由	基本計画策定の対象外、又は策定が困難とする理由の詳細
厚生労働省	46343	生計状況の変動等の届出	生活保護法	5 国民等	3 地方等	2-1 未実施			被保護世帯の収入等に変動があった場合に、その変動について、生活保護法第61条に基づき、被保護者から福祉事務所に対して届出を行う。	(8) 所管府省及びデジタル庁と対応方針検討中の手続	地方自治体への手続について、どのような申請システムを用いてオンライン化を進めるかの政府全体の方針が定まっていない中で目標を定めることにより、地方自治体が独自の申請システムを構築した場合、申請システムが乱立することが想定されるため、当該政府全体の方針整理を優先させるべきと見られること。
厚生労働省	109608	免許証の返納	麻薬及び向精神薬取締法	7 国民等、民間事業者等	4-3 国又は地方等	2-1 未実施	約10万件以上	約10万件以上	麻薬取扱者は、免許の有効期限が満了したときは、15日以内に麻薬輸入業者等にあつては厚生労働大臣、麻薬卸売業者等にあつては都道府県知事に免許証を返納しなければならない。	(8) 所管府省及びデジタル庁と対応方針検討中の手続	受け入れ側(手続の受手)はほぼ100%地方自治体であり、受け入れ側のシステムを調整しないとオンライン化を実現できず、そのシステムの見直しが行われていないことに加え、国において目標を立てたとしても、オンライン化の実施を地方自治体に強制させることは困難である。
厚生労働省	50357	医薬品・医薬部外品又は化粧品等の副作用・感染症等の報告	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	6 民間事業者等	2 独立行政法人等	1-1 実施済	1,072,761	1,068,628	医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売業者等は、副作用や感染症によるものと疑われる症例等を知ったときは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号、以下「医薬品医療機器法」という)第68条の10第1項の規定により厚生労働省に対して報告することが義務づけられている。また、これらの報告については、医薬品医療機器法第68条の13第3項の規定に基づき、平成16年4月より、医薬品医療機器総合機構(以下、PMDA)に対して報告することが義務づけられている。	(5) 実質的に可能な限界までオンライン利用率が引き上がっている手続	○令和元年度の医薬品・医薬部外品又は化粧品の副作用・感染症等の報告のオンライン手続件数は1,068,628件で、その具体的な方法は報告受付サイト又は電子メールである。 (参考)※それぞれ、企業、医療従事者、患者副作用報告サイト <a href="https://www.pmda.go.jp/safety/reports/mah/0005.html">https://www.pmda.go.jp/safety/reports/mah/0005.html</a> <a href="https://www.pmda.go.jp/safety/reports/hcp/0002.html">https://www.pmda.go.jp/safety/reports/hcp/0002.html</a> <a href="https://www.pmda.go.jp/safety/reports/patients/0024.html">https://www.pmda.go.jp/safety/reports/patients/0024.html</a> ○非オンライン手続件数は4,133件で、その具体的な方法はファックス又は郵送である。非オンライン手続を残している理由としては、患者から紙媒体で報告したい旨の要望が寄せられていること、PMDAのサーバーダウン等の有事に備えた手段を確保しておく必要があること等が挙げられる。 (参考)※p.3の(2)参照 <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/11121000/000491117.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/11121000/000491117.pdf</a> ○オンライン手続の利便性向上のために、報告者のアンケート調査結果を踏まえた報告受付システムの改修やQ&Aの作成及び掲載等を行ってきた。また、副作用等報告を電子化しデータベース化して管理することが迅速かつ確かな安全対策に資すること等から、PMDAのウェブサイトにおいてオンライン手続の推進への協力を呼びかけている。 (参考)※1つ目のリンクはp.3の(2)参照 <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/11121000/000491117.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/11121000/000491117.pdf</a> <a href="https://www.pmda.go.jp/safety/reports/mah/0005.html">https://www.pmda.go.jp/safety/reports/mah/0005.html</a> 以上の通り、オンライン利用率の向上のために、報告受付システムの改修等を行い、オンライン手続の普及のために取り組んだ結果、約99.6%のオンライン利用率を達成している。実質的に可能な限りまでオンライン化を達成していると考えている。
厚生労働省	50724	治験の対象とされる薬物の副作用・感染症等の報告	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	6 民間事業者等	2 独立行政法人等	1-1 実施済	193,407	192,420	治験の依頼をした者又は自ら治験を実施した者は、当該治験の対象とされる薬物等について、副作用によるものと疑われる疾病等厚生労働省令で定めるものを知ったときは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第80条の2第6項の規定に基づき、厚生労働大臣への報告が義務づけられている。しかし、これらの報告については、法第80条の4第3項により厚生労働大臣ではなく機構への報告義務とされた。	(5) 実質的に可能な限界までオンライン利用率が引き上がっている手続	○令和元年度の治験の対象とされる薬物の副作用・感染症等の報告のオンライン手続件数は192,420件で、その具体的な方法は原則として電子情報処理組織によるものとしている。 また、昨今の新型コロナウイルス感染症による影響を考慮し、紙媒体での提出がなされていた部分についても、電子メールでの提出を可能としている。 (参考)PMDAのHP、審査課・安対課2課長通知 <a href="https://www.pmda.go.jp/review-services/trials/0011.html">https://www.pmda.go.jp/review-services/trials/0011.html</a> <a href="https://www.pmda.go.jp/files/000236401.pdf">https://www.pmda.go.jp/files/000236401.pdf</a> ○非オンライン手続件数は987件で、その具体的な方法は紙またはCD(DVD)-ROMの郵送である。非オンライン手続を残している理由として、重大な副作用が発覚した際に、治験参加者の安全性確保が遅れてしまうことや電子システムを導入していないために治験を行うことができず開発が遅れてしまうことを懸念していることが挙げられる。したがって、現時点で時期を区切って非オンライン形式での報告を廃止することは考えていない。 令和元年度はオンライン利用率が約99.5%であり、すでにオンライン化を実現していると考える。 オンライン手続に完全に統一すると日本の薬事行政にとって大きな問題となりうるため、対象からの除外を希望する。

所管府省	手続ID	手続名	根拠法令	手続主体	手続の相手	オンライン化の実施状況	(令和元年度)総手続件数	(令和元年度)オンライン手続件数	手続の概要	基本計画策定の対象外、又は策定が困難とする理由	基本計画策定の対象外、又は策定が困難とする理由の詳細
厚生労働省	49489	休業補償等給付の請求(業務災害)	労働者災害補償保険法	5 国民等	1 国	1-1 実施済	554,935	20	業務上負傷し又は疾病にかかった被災者が、休業補償の給付を受けようとするときに請求する。	(8)所管府省及びデジタル庁と対応方針検討中の手続	<p>①保険給付に係る実体的要件として、被災の事実や業務上であったこと等が必要であり、当該手続においても、災害の原因・発生状況や負傷・発病の有無といった事実等を疎明するために、請求書記載事項のうち労働災害発生状況等について、事業主や医療機関の証明を受ける必要があるところ。</p> <p>②仮に、当該労働災害発生状況等について、労働基準監督署等が個別の災害発生の実事確認等を確認することとした場合、全件関係者への聴取等により事実確認を行うこと等が必要となり、結果として保険給付の遅延を招き、国民の利益にならないのみならず、現実的ではない。</p> <p>③したがって、当該労働災害発生状況等については、申請者が事前に別途各証明を受けて申請を行っており、その際には既にe-Govから申請することが可能であるものの、当該申請をする際には、結局申請者が準備した各証明書を登録するシステム仕様となっており、窓口申請等と比較した際のインセンティブが低いこと</p> <p>・そもそも同一請求人が複数回被災するケースは少なく、当該手続は申請者が反復継続して行う性質のものではないことから、手続に習熟していない申請者は窓口に来庁し簡便な紙媒体請求を選択する傾向があること</p> <p>などの課題がある。</p> <p>④また、当該請求書には、医師等の署名が必要で、現時点では、これらの請求書を電子申請により受け付ける場合には、医師による電子署名は、単に署名を求めるだけでなく医師であることも確認可能な電子署名であるHPKIの認証局で発行されているものが推奨されており、当該電子署名には対応する必要があると考えているところ、当該電子署名はe-Govの機能上、現在、認められない状態となっている。</p> <p>したがって、これらを解消せずには本年10月までの計画策定は困難であり、また、仮に策定したとしても利用率の向上は見込めない。</p> <p>引き続きデジタル庁との協議を行い、その結果としてオンライン申請の実装の目的が立ち次第、基本計画の策定にも取り組む。</p>
厚生労働省	50187	療養補償等給付たる療養の給付の請求(業務災害・複数業務要因災害)	労働者災害補償保険法	5 国民等	1 国	1-1 実施済	583,631	9	業務上負傷し又は疾病にかかった被災者が、労災指定病院等で療養の給付を受けようとするときに提出する。	(8)所管府省及びデジタル庁と対応方針検討中の手続	<p>①保険給付に係る実体的要件として、被災の事実や業務上であったこと等が必要であり、当該手続においても、災害の原因・発生状況や負傷・発病の有無といった事実等を疎明するために、請求書記載事項のうち労働災害発生状況等について、事業主の証明を受ける必要があるところ。</p> <p>②仮に、当該労働災害発生状況等について、労働基準監督署等が個別の災害発生の実事確認等を確認することとした場合、全件関係者への聴取等により事実確認を行うこと等が必要となり、結果として保険給付の遅延を招き、国民の利益にならないのみならず、現実的ではない。</p> <p>③したがって、当該労働災害発生状況等については、申請者が事前に別途各証明を受けて申請を行っており、その際には既にe-Govから申請することが可能であるものの、当該申請をする際には、結局申請者が準備した各証明書を登録するシステム仕様となっており、窓口申請等と比較した際のインセンティブが低いこと</p> <p>・そもそも同一請求人が複数回被災するケースは少なく、当該手続は申請者が反復継続して行う性質のものではないことから、手続に習熟していない申請者は窓口に来庁し簡便な紙媒体請求を選択する傾向があること</p> <p>などの課題がある。</p> <p>まずは、e-Govにどのような機能があるのかどうか、利用率向上に資するような機能追加をe-Gov上で実現することが可能かどうかについて、なるべく早く早めにe-Gov所管のデジタル庁等に相談・調整をし、当該機能追加に基づく手続を行うにあたり労災保険制度や基準システムの運用上どのような問題があるかなど、確認した結果をもとに基本計画を策定する。なお、現時点で実現可能性等の検討ができていないことから、10月中の策定は困難である。</p>

所管府省	手続ID	手続名	根拠法令	手続主体	手続の受手	オンライン化の実施状況	(令和元年度)総手続件数	(令和元年度)オンライン手続件数	手続の概要	基本計画策定の対象外、又は策定が困難とする理由	基本計画策定の対象外、又は策定が困難とする理由の詳細
厚生労働省	50188	療養補償給付たる療養の給付を受ける指定病院等変更届(業務災害)	労働者災害補償保険法施行規則	5 国民等	1 国	1-1 実施済	139,882	0	療養補償給付を受けている被災者が、指定病院等を変更しようとするときに届け出る。	(8)所管府省及びデジタル庁と対応方針検討中の手続	①保険給付に係る実体的要件として、被災の事実や業務上であったこと等が必要であり、当該手続においても、災害の原因・発生状況や負傷・発病の有無といった事実等を疎明するために、請求書記載事項のうち労働災害発生状況等について、事業主の証明を受ける必要があるところ。 ②仮に、当該労働災害発生状況等について、労働基準監督署等が個別の災害発生の実事確認等を確認することとした場合、全件関係者への聴取等により事実確認を行うこと等が必要となり、結果として保険給付の遅延を招き、国民の利益にならないのみならず、現実的ではない。 ③したがって、当該労働災害発生状況等については、申請者が事前に別途各証明を受けて申請を行っており、その際には既にe-Govから申請することが可能であるものの、当該申請をする際には、結局申請者が準備した各証明書を登録するシステム仕様となっており、窓口申請等と比較した際のインセンティブが低いこと ・そもそも同一請求人が複数回被災するケースは少なく、当該手続は申請者が反復継続して行う性質のものではないことから、手続に習熟していない申請者は窓口に来庁し簡便な紙媒体請求を選択する傾向があること などの課題がある。 まずは、e-Govにどのような機能があるのかどうか、利用率向上に資するような機能追加をe-Gov上で実現することが可能かどうかについて、なるべく早急にe-Gov所管のデジタル庁等に相談・調整をし、当該機能追加に基づく手続を行うにあたり労災保険制度や基準システムの運用上どのような問題があるかなど、確認した結果をもとに基本計画を策定する。なお、現時点で実現可能性等の検討ができていないことから、10月中の策定は困難である。
厚生労働省	50189	療養補償等給付たる療養の費用の請求(業務災害・複数業務要因災害)	労働者災害補償保険法	5 国民等	1 国	1-1 実施済	221,947	0	業務上負傷し又は疾病にかかった被災者が、労災指定病院等以外の病院にて手当を受けた場合等で、その際に支出した費用等を請求するとき提出する。	(8)所管府省及びデジタル庁と対応方針検討中の手続	①保険給付に係る実体的要件として、被災の事実や業務上であったこと等が必要であり、当該手続においても、災害の原因・発生状況や負傷・発病の有無といった事実等を疎明するために、請求書記載事項のうち労働災害発生状況等について、事業主や医療機関の証明を受ける必要があるところ。 ②仮に、当該労働災害発生状況等について、労働基準監督署等が個別の災害発生の実事確認等を確認することとした場合、全件関係者への聴取等により事実確認を行うこと等が必要となり、結果として保険給付の遅延を招き、国民の利益にならないのみならず、現実的ではない。 ③したがって、当該労働災害発生状況等については、申請者が事前に別途各証明を受けて申請を行っており、その際には既にe-Govから申請することが可能であるものの、当該申請をする際には、結局申請者が準備した各証明書を登録するシステム仕様となっており、窓口申請等と比較した際のインセンティブが低いこと ・そもそも同一請求人が複数回被災するケースは少なく、当該手続は申請者が反復継続して行う性質のものではないことから、手続に習熟していない申請者は窓口に来庁し簡便な紙媒体請求を選択する傾向があること などの課題がある。 ④また、当該請求書には、医師等の署名が必要で、現時点では、これらの請求書を電子申請により受け付ける場合には、医師による電子署名は、単に署名を求めただけでなく医師であることも確認可能な電子署名であるHPKIの認証局で発行されているものが推奨されており、当該電子署名には対応する必要があると考えているところ、当該電子署名はe-Govの機能上、現在、認められない状態となっている。  したがって、これらを解消せずに本年10月までの計画策定は困難であり、また、仮に策定したとしても利用率の向上は見込めない。 引き続きデジタル庁との協議を行い、その結果としてオンライン申請の実装の目途が立ち次第、基本計画の策定にも取り組む。
厚生労働省	52426	個人型年金加入申出書	確定拠出年金法施行規則	5 国民等	2 独立行政法人等	2-1 未実施	411,917	0	連合会に申し出て個人型年金加入者となるもの。	(6)合理的な理由から計画の策定自体が困難である手続	本手続については、既に国民年金基金連合会での事務はオンライン化可能であるところ、經由機関として民間事業者を挟んでおり、一連の手続をオンライン化するにはその民間事業者においてもオンライン化を行う必要がある。民間事業者のオンライン化は民間事業者の選択に委ねられることから、今回の計画の性質とそぐわず、目標利用率を設定してもその実現が困難であるため。
厚生労働省	52434	個人型年金への移換の申出	確定拠出年金法	5 国民等	2 独立行政法人等	2-1 未実施	150,593	0	企業型年金の企業型年金加入者であった者が、連合会に個人別管理資産の移換を申し出て個人別管理資産を連合会に移換するもの。	(6)合理的な理由から計画の策定自体が困難である手続	本手続については、既に国民年金基金連合会での事務はオンライン化可能であるところ、經由機関として民間事業者を挟んでおり、一連の手続をオンライン化するにはその民間事業者においてもオンライン化を行う必要がある。民間事業者のオンライン化は民間事業者の選択に委ねられることから、今回の計画の性質とそぐわず、目標利用率を設定してもその実現が困難であるため。
厚生労働省	52444	個人型確定拠出年金2号加入者の現況届	確定拠出年金法施行規則	5 国民等	2 独立行政法人等	2-1 未実施	1,246,397	0	毎年1回、個人型確定拠出年金第2号加入者が他の年金の資格の有無に関する事項を届出するもの。	(2)オンライン利用率が100%の手続	当該手続については、来年度より原則全てオンライン化することとしており、現在システムを構築しているため。

所管府省	手続ID	手続名	根拠法令	手続主体	手続の受手	オンライン化の実施状況	(令和元年度)総手続件数	(令和元年度)オンライン手続件数	手続の概要	基本計画策定の対象外、又は策定が困難とする理由	基本計画策定の対象外、又は策定が困難とする理由の詳細
厚生労働省	52496	旧厚生年金保険法の規定により連合会が支給する老齢年金給付等を受ける権利の請求	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令	5 国民等	2 独立行政法人等	2-1 未実施	299,839	0	年金受給開始時に、あらかじめ必要事項を印字した用紙を企業年金連合会より送付し、受給権者は氏名、受取金融機関等を記入し、返送する。	(8) 所管府省及びデジタル庁と対応方針検討中の手続	政府共通基盤(e-Gov及びマイナポータル)が、手続のオンライン化を行う際に必要な受給権者から企業年金連合会への申請に対応しておらず、当該機能の実装時期も含め現時点で不明であるため。
厚生労働省	52516	住所変更届出	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令	5 国民等	2 独立行政法人等	2-1 未実施	117,343	0	受給権者は住所を変更したときは企業年金連合会に変更後の住所を記載した届書を提出する。	(8) 所管府省及びデジタル庁と対応方針検討中の手続	政府共通基盤(e-Gov及びマイナポータル)が、手続のオンライン化を行う際に必要な受給権者から企業年金連合会への申請に対応しておらず、当該機能の実装時期も含め現時点で不明であるため。
厚生労働省	51735	健康保険・厚生年金保険被保険者氏名変更(訂正)届、船員保険・厚生年金保険被保険者氏名変更訂正届	厚生年金法施行規則	6 民間事業者等	2 独立行政法人等	1-1 実施済	237,669	0	○事業主・船舶所有者は、被保険者の氏名が変更された場合に当該届を提出する。	(6) 合理的な理由から計画の策定自体が困難である手続	日本年金機構にマイナンバーが登録されている者については、住基ネットの異動情報を活用し、当該届書の提出は原則不要としているところ、件数については本来提出不要である件数も含めて計上されている。当該届書については、マイナンバーの未登録者の解消を進め、届書の提出手続を不要とすべき手続であって、オンライン利用率向上の取組を進める手続ではないため基本計画の対象外とする。
厚生労働省	51777	厚生年金保険(船員)被保険者住所変更届	厚生年金法施行規則	6 民間事業者等	2 独立行政法人等	1-1 実施済	873,823	0	○事業主・船舶所有者は、被保険者が住所を変更した場合、住民票住所以外の居所等の登録を希望する場合に当該届を提出する。	(6) 合理的な理由から計画の策定自体が困難である手続	日本年金機構にマイナンバーが登録されている者については、住基ネットの異動情報を活用し、当該届書の提出は原則不要としているところ、件数については本来提出不要である件数も含めて計上されている。当該届書については、マイナンバーの未登録者の解消を進め、届書の提出手続を不要とすべき手続であって、オンライン利用率向上の取組を進める手続ではないため基本計画の対象外とする。
厚生労働省	51886	国民年金・厚生年金保険・船員保険年金受給権者現況届(厚生年金保険)	厚生年金法施行規則	5 国民等	2 独立行政法人等	1-1 実施済	1,439,424	0	○年金受給権者が、引き続き年金を受ける権利があるかどうか、年に1回現況の届出を行う。	(6) 合理的な理由から計画の策定自体が困難である手続	日本年金機構にマイナンバーが登録されている者については、住基ネットの異動情報を活用し、当該届書の提出は原則不要としているところ、件数については本来提出不要である件数も含めて計上されている。当該届書については、マイナンバーの未登録者の解消を進め、届書の提出手続を不要とすべき手続であって、オンライン利用率向上の取組を進める手続ではないため基本計画の対象外とする。 ※ただし、当該件数には加給年金額対象者との生計関係を確認するための「生計維持確認届」の件数(約110万件)が含まれており、対象外とするのはそれ以外の現況届の件数のみとする。
厚生労働省	51916	国民年金・厚生年金保険年金受給権者死亡届(厚生年金保険)	厚生年金法施行規則	5 国民等	2 独立行政法人等	1-1 実施済	1,138,223	0	○年金受給権者が死亡したとき、戸籍法で定められている死亡の届出義務者が届出を行う。	(6) 合理的な理由から計画の策定自体が困難である手続	日本年金機構にマイナンバーが登録されている者については、住基ネットの異動情報を活用し、当該届書の提出は原則不要としているところ、件数については本来提出不要である件数も含めて計上されている。当該届書については、マイナンバーの未登録者の解消を進め、届書の提出手続を不要とすべき手続であって、オンライン利用率向上の取組を進める手続ではないため基本計画の対象外とする。
厚生労働省	51932	国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書(ワガキ形式)(厚生年金保険)	厚生年金法施行規則	5 国民等	2 独立行政法人等	1-1 実施済	1,072,194	0	○特別支給の老齢厚生年金の受給者が65歳に達したときに、当該請求書を提出し、老齢基礎年金及び老齢厚生年金の請求を行う。	(4) 廃止予定の手続	特別支給の老齢厚生年金(報酬比例部分)の受給開始年齢は生年月日に応じて段階的に引き上げられており、特別支給の老齢厚生年金の受給権者が減少するため、当該手続の件数も年々減少していく。引上げが完了した段階で当該手続の対象者はいなくなり、手続は廃止となるため、基本計画の対象外とする。
厚生労働省	52010	国民年金保険料クレジットカード納付(変更)申出書	国民年金法施行規則	5 国民等	2 独立行政法人等	1-1 実施済	219,786	0	○国民年金保険料をクレジットカードにより納付したいときに当該申出書を提出する。	(6) 合理的な理由から計画の策定自体が困難である手続	平成28年の割賦販売法改正により、PCI DSS準拠又はクレジットカード情報の非保持化が求められ、現行の日本年金機構のシステムにおいてはクレジットカード番号を取り扱えない。現在、電子申請の受付を停止しており、同じ手続方法でオンライン申請を再び可能とすることは困難なため、基本計画の対象外とする。

所管府省	手続ID	手続名	根拠法令	手続主体	手続の受手	オンライン化の実施状況	(令和元年度)総手続件数	(令和元年度)オンライン手続件数	手続の概要	基本計画策定の対象外、又は策定が困難とする理由	基本計画策定の対象外、又は策定が困難とする理由の詳細
厚生労働省	52224	年金手帳再交付申請書(厚生年金保険)	厚生年金法施行規則	6 民間事業者等	2 独立行政法人等	1-1 実施済	310,915		○被保険者又は被保険者であった者が、年金手帳を破損(汚れ)又は紛失したとき等に、年金手帳の再交付の申請を行う。	(4) 廃止予定の手続	年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律(令和2年法律第40号)により、令和4年4月1日から年金手帳が廃止され、当該手続も同日より廃止される。
農林水産省	117630	牛の出生の届出	牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法	6 民間事業者等	4-1 国又は独立行政法人等	1-1 実施済	1,339,000	1,233,000	92% 牛の管理者等は、牛が出生したら届出を実施	(5) 実質的に可能な限界までオンライン利用率が引き上がっている手続	届出のオンライン率の向上を目指し、法施行当時(H15~)からオンラインによる届出について、地方農政局等が巡回調査等を実施する際に周知徹底を図っているが、一部の特定の者がPCやスマホを保有しない、高齢で操作不可等の理由により、非オンラインによる届出が残っている。 (なお、障害等発生時や緊急的にデータ登録を行う場合等にも、非オンラインによる届出を行うことがある。)
農林水産省	117634	譲渡し等の届出	牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法	6 民間事業者等	4-1 国又は独立行政法人等	1-1 実施済	4,145,000	3,889,000	94% 牛の管理者等は、牛が自農場から転出したら届出を実施	(5) 実質的に可能な限界までオンライン利用率が引き上がっている手続	届出のオンライン率の向上を目指し、法施行当時(H15~)からオンラインによる届出について、地方農政局等が巡回調査等を実施する際に周知徹底を図っているが、一部の特定の者がPCやスマホを保有しない、高齢で操作不可等の理由により、非オンラインによる届出が残っている。 (なお、障害等発生時や緊急的にデータ登録を行う場合等にも、非オンラインによる届出を行うことがある。)
農林水産省	117635	譲受け等の届出	牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法	6 民間事業者等	4-1 国又は独立行政法人等	1-1 実施済	4,069,000	3,908,000	96% 牛の管理者等は、牛が自農場に転入したら届出を実施	(5) 実質的に可能な限界までオンライン利用率が引き上がっている手続	届出のオンライン率の向上を目指し、法施行当時(H15~)からオンラインによる届出について、地方農政局等が巡回調査等を実施する際に周知徹底を図っているが、一部の特定の者がPCやスマホを保有しない、高齢で操作不可等の理由により、非オンラインによる届出が残っている。 (なお、障害等発生時や緊急的にデータ登録を行う場合等にも、非オンラインによる届出を行うことがある。)
農林水産省	117637	牛の死亡の届出	牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法	6 民間事業者等	4-1 国又は独立行政法人等	1-1 実施済	209,000	188,000	90% 牛の管理者等は、自農場の牛が死亡したら届出を実施	(5) 実質的に可能な限界までオンライン利用率が引き上がっている手続	届出のオンライン率の向上を目指し、法施行当時(H15~)からオンラインによる届出について、地方農政局等が巡回調査等を実施する際に周知徹底を図っているが、一部の特定の者がPCやスマホを保有しない、高齢で操作不可等の理由により、非オンラインによる届出が残っている。 (なお、障害等発生時や緊急的にデータ登録を行う場合等にも、非オンラインによる届出を行うことがある。)
農林水産省	117638	牛のとざつの届出	牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法	6 民間事業者等	4-1 国又は独立行政法人等	1-1 実施済	1,044,000	1,027,000	98% と畜者は牛をと畜したら届出を実施	(5) 実質的に可能な限界までオンライン利用率が引き上がっている手続	届出のオンライン率の向上を目指し、法施行当時(H15~)からオンラインによる届出について、地方農政局等が巡回調査等を実施する際に周知徹底を図っているが、一部の特定の者がPCやスマホを保有しない、高齢で操作不可等の理由により、非オンラインによる届出が残っている。 (なお、障害等発生時や緊急的にデータ登録を行う場合等にも、非オンラインによる届出を行うことがある。)
農林水産省	15676	指定検疫物の輸入の届出	家畜伝染病予防法	7 国民等、民間事業者等	1 国	1-1 実施済	255,471	251,262	98.3% 海外から日本へ指定検疫物(農林水産大臣が指定する動物、その死体又は骨肉卵皮毛類等)を輸入した者が家畜防疫官の検査を受検するために動物検疫所へ届け出る手続き	(5) 実質的に可能な限界までオンライン利用率が引き上がっている手続	本手続(指定検疫物の輸入の届出)は、用途に関わらず海外から日本へ指定検疫物(農林水産大臣が指定する動物、その死体又は骨肉卵皮毛類等)を輸入しようとする全ての者(法人、個人(一時滞在者および外国籍を含む))が行わなければならない手続きである。 本手続きは、輸出入・港湾関連情報処理システム株式会社(本システムの運営事業者)が提供する専用ソフト及びWebブラウザによる2種類のオンラインツールから届出が24時間365日可能となっており、輸入関連手続きを実施する行政機関(税関、厚生労働省等)の申請業務とのシングルウィンドウ化(ワンストップ、コネクテッド・ワンストップ)を実現するなどオンライン手続きの利便性向上に努めてきた。そのため、利用者は個々の環境に応じたオンラインツールの選択が可能であり、令和元年度は98.3%のオンライン利用率となっている。 本手続きにおいて、非オンライン手続を行っている申請者の属性を分析したところ、一般国民(個人)又は一時滞在及び外国籍の者(個人)であり、経常的に指定検疫物を輸入する状況ではなく単発的な手続であった。 また、申請者が必ずしもパソコンやスマートフォンを保有しているとは限らないことや高齢等の理由で情報技術・IT機器に精通していない場合もある。 これらの個々の事情を持つ申請者にオンラインでの申請を求めることは困難であることを踏まえれば、本手続は実質的に可能な限界までオンライン利用率が引き上がっていると考える。 なお、動物検疫の手続の停止は、国際物流の停止、すなわち食料の安定供給へ支障を来すことに直結することから、災害等でシステムがダウンした場合や申請者が経済的、インフラ的にオンライン申請が困難な場合においても手続を可能としなければならないため、非オンライン手続ができないようする(又は受け付けないようにする)ことは困難であると思料する。

所管府省	手続ID	手続名	根拠法令	手続主体	手続の相手	オンライン化の実施状況	(令和元年度)総手続件数	(令和元年度)オンライン手続件数	手続の概要	基本計画策定の対象外、又は策定が困難とする理由	基本計画策定の対象外、又は策定が困難とする理由の詳細
農林水産省	15672	輸入植物等の検査の申請	植物防疫法	7 国民等、民間事業者等	1 国	1-1 実施済	290,344	281,083	96.8% 海外から植物等を輸入した者が植物防疫官の検査を受検するため、植物防疫所へ申請する手続	(5) 実質的に可能な限界までオンライン利用率が引き上がっている手続	本手続(輸入植物等の検査の申請)は、海外から日本へ植物等(植物、その容器包装等)を輸入しようとする全ての者(法人、個人(一時滞在者及び外国籍を含む))が行わなければならない手続である。 本手続は、輸出入・港湾関連情報処理システム株式会社(本システムの運営事業者)が提供する専用ソフト及びWebブラウザによる2種類のオンラインツールから届出が24時間365日可能となっており、輸入関連手続を実施する行政機関(税関、厚生労働省等)の申請業務とのシングルウィンドウ化(ワンストップ・コネクテッド・ワンストップ)を実現する等オンライン手続の利便性向上に努めてきた。そのため、利用者は個々の環境に応じたオンラインツールの選択が可能であり、令和元年度は96.8%のオンライン利用率となっている。 本手続において、非オンライン手続を行っている申請者の属性を分析したところ、一般国民(個人)又は一時滞在者及び外国籍の者(個人)であり、恒常的に植物等を輸入する状況ではなく、植物検疫制度を理解しておらず輸入後に税関等からの指摘を受け検査申請を実施するなど単発的な手続であった。また、申請者が必ずしもパソコンやスマートフォンを保有しているとは限らないことや高齢等の理由で情報技術・IT機器に精通していない場合もある。 これらの個々の事情を持つ申請者にオンラインでの申請を求めることは困難であることを踏まえれば、本手続は実質的に可能な限界までオンライン利用率が引き上がっていると考える。 なお、植物検疫の手続の停止は、国際物流の停止、すなわち食料の安定供給へ支障を来すことに直結することから、災害等でシステムがダウンした場合や申請者が経済的、インフラ的にオンライン申請が困難な場合においても手続を可能としなければならないため、非オンライン手続ができないよう(又は受け付けられないように)することは困難であると思考する。
農林水産省	15689	調査票の提出	農林業センサス規則	7 国民等、民間事業者等	4-3 国又は地方等	1-1 実施済	1232000程度	87000程度	農林業センサスの調査票を提出していただく手続	(7) 合理的な理由から令和3年10月までに計画の策定が困難な手続	本手続は5年に1度実施する統計調査の報告に関する手続であり、次回は令和6年度に実施予定。本統計調査のオンライン利用率向上を含めた調査の計画については、令和4年度以降に開催するセンサス研究会(本統計調査の調査項目、調査手法等について幅広く検討を行う統計部長の私的諮問機関)や統計委員会(本統計調査の変更等、統計法に定める事項に関する審議等を行う統計法で総務省に設置すると規定されている機関)を経て検討することとなり、令和3年10月までに基本計画の策定を行うことは困難である。 なお、農林業センサス研究会については、令和4年度中に5回程度開催予定。うち、第1回は令和4年6月に予定。また、統計委員会については、令和5年5月諮問。その後部会の審議を経て令和5年8月に答申予定(日程は総務省が決定するため、前回(5年前)の実績により想定)。
経済産業省	22737	第一種特定原産地証明書の発給	経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律	民間事業者等	独立行政法人等	オンライン化済み	295,483	295,483	経済連携協定に基づく第一種特定原産地証明書の発給を申請するもの	(2) オンライン利用率が100%の手続	
経済産業省	26845	契約の申込み	小規模企業共済法施行規則	民間事業者等	独立行政法人等	未実施	105,188	0		(1) 「規制改革実施計画(令和3年6月18日 閣議決定)」5頁aに列挙された28事業に含まれる手続	中小企業倒産防止共済(経営セーフティ共済)及び小規模企業共済(経済産業省)
経済産業省	26849	掛金の納付	小規模企業共済法施行規則	民間事業者等	独立行政法人等	未実施	104,004	0		(1) 「規制改革実施計画(令和3年6月18日 閣議決定)」5頁aに列挙された28事業に含まれる手続	中小企業倒産防止共済(経営セーフティ共済)及び小規模企業共済(経済産業省)
国土交通省	33956	特殊車両通行許可申請	道路法	6 民間事業者等	4-4 国、独立行政法人等又は地方等	1-1 実施済	480,768	465,428	道路法第47条の2に基づき、特殊車両通行許可申請の受付、許可等を実施するもの。	(5) 実質的に可能な限界までオンライン利用率が引き上がっている手続	特殊車両通行許可申請は、オンライン利用率はほぼ100%であり、実質的に可能な限界までオンライン利用率が高くなっている。なお、オンライン機器を所有していない、または、オンライン機器の操作が困難な高齢者等の利用ニーズが存在しており、手続をデジタルオンリーにすることは困難と考える。
国土交通省	33625	自動車の新規登録	道路運送車両法	7 国民等、民間事業者等	1 国	1-1 実施済	4,211,270	1,212,643	新たに購入された、自動車登録を受けていない自動車の登録	(1) 「規制改革実施計画(令和3年6月18日 閣議決定)」5頁aに列挙された28事業に含まれる手続	自動車の新規登録・変更・移転・抹消登録(国土交通省)
国土交通省	33626	自動車の変更登録	道路運送車両法第12条第一項	7 国民等、民間事業者等	1 国	1-1 実施済	1,284,471	9,475	引越しや車庫の場所の変更等によって、自動車の所有者の氏名・住所、使用の本拠の位置等を変更した場合に必要な登録	(1) 「規制改革実施計画(令和3年6月18日 閣議決定)」5頁aに列挙された28事業に含まれる手続	自動車の新規登録・変更・移転・抹消登録(国土交通省)
国土交通省	33627	自動車の移転登録	道路運送車両法第13条第一項	7 国民等、民間事業者等	1 国	1-1 実施済	6,414,840	64,363	自動車が売買等によって譲渡、譲受され、名義変更(所有者の変更)が必要となった場合に行う登録	(1) 「規制改革実施計画(令和3年6月18日 閣議決定)」5頁aに列挙された28事業に含まれる手続	自動車の新規登録・変更・移転・抹消登録(国土交通省)

所管府省	手続ID	手続名	根拠法令	手続主体	手続の相手	オンライン化の実施状況	(令和元年度)総手続件数	(令和元年度)オンライン手続件数	手続の概要	基本計画策定の対象外、又は策定が困難とする理由	基本計画策定の対象外、又は策定が困難とする理由の詳細
国土交通省	33628	自動車の抹消登録	道路運送車両法第15条第一項	7 国民等、民間事業者等	1 国	1-1 実施済	4,339,255	54,225	自動車の利用を一時的に中止する場合又は自動車リサイクル事業者等に引き渡し、解体処分した場合等に必要となる手続	(1)「規制改革実施計画(令和3年6月18日 閣議決定)」5頁aに列挙された28事業に含まれる手続	自動車の新規登録・変更・移転・抹消登録(国土交通省)
国土交通省	33624	自動車重量税の納付手続(印紙・現金)	自動車重量税法第8条	7 国民等、民間事業者等	1 国	1-1 実施済	1 約10万件以上		新規登録や車検の際に自動車の重量に対して支払う税金の手続き	(1)「規制改革実施計画(令和3年6月18日 閣議決定)」5頁aに列挙された28事業に含まれる手続	自動車重量税の納付手続(印紙・現金)については、すでにオンライン利用率引上げに向けた基本計画を策定している自動車の新規登録手続きの一端でオンライン化に対応しているため、個別の策定は不要。
国土交通省	33797	自動車の輸出の届出、解体の届出	道路運送車両法第16条第二項	7 国民等、民間事業者等	1 国	1-1 実施済	2,433,022	299	抹消登録された自動車を海外に輸出する場合に行う手続き及び抹消登録された自動車を解体処分した場合に必要な手続き	(1)「規制改革実施計画(令和3年6月18日 閣議決定)」5頁aに列挙された28事業に含まれる手続	自動車の輸出の届出、解体の届出については、既にオンライン利用率引上げに向けた基本計画を策定し改善の取組みを行っている自動車保有関係手続のワンストップサービスで申請が行える手続きに含まれており、自動車のライフサイクルの最終の手続きであるため、一つの対象事業としてまとめたうえで当該基本計画に追加する。
国土交通省	111563	払戻金又は返還金の支払請求	モーターボート競走法	国民等	地方等	実施済	1 10万件以上	不明	モーターボート競走において、舟券を払戻し機器に読み込ませて、払戻金及び返還金の支払い・払戻しを機器から受け取る手続き。	(6)合理的な理由から計画の策定自体が困難である手続	モーターボート競走では、舟券払戻しの方法に関し、紙に制限する等の規定は定めていない。従って、競走を実施する全ての競走場における施行者(地方自治体)は、既にインターネットを介したオンライン取引を取り入れている。また、舟券の全売上の約78%はインターネットを介して購入及び払戻しが行われているところ。一方、施行者は、購入者の利便性を確保するため、紙による取扱も確保しており、オンラインを好まない一定数の利用者は、依然として紙による手続きを選択している。また、全ての施行者は、競走場における発売・払戻し手続きを機械化しており、発売・払戻しにかかる経費は、既に極限まで削減していることから、オンライン化率の向上による効果は小さい。このような中で、すべての購入方法をオンラインに切り替えた場合、購入者の利便性を阻害するだけでなく、購入者離れによる売上の減少に伴う自治体の収入減少につながるため、利用者・自治体双方にとってメリットはない。従って、本手続きについては計画の策定が困難である。
国土交通省	28455	経営事項審査	建設業法第27条の23第1項	6 民間事業者等	1 国	1 実施予定	136,233	0	公共工事を受注しようとする建設業者が経営状況、経営規模等に関する審査(経営事項審査)を受けるもの。	(1)「規制改革実施計画(令和3年6月18日 閣議決定)」5頁aに列挙された28事業に含まれる手続	建設業の許可、経営事項審査に係る手続(国土交通省)
国土交通省	28768	工事経歴書等の提出(一般建設業)	建設業法第11条第2項	6 民間事業者等	3 地方等	1 実施予定	445,370	0	建設業許可を受けた建設業者が、毎事業年度終了の時に工事経歴書等を提出するもの。	(1)「規制改革実施計画(令和3年6月18日 閣議決定)」5頁aに列挙された28事業に含まれる手続	建設業の許可、経営事項審査に係る手続(国土交通省)
国土交通省	28781	経営規模等評価の申請	建設業法第27条の26第2項	6 民間事業者等	3 地方等	1 実施予定	137,810	0	公共工事を受注しようとする建設業者が経営規模等に関する評価を受けるもの。	(1)「規制改革実施計画(令和3年6月18日 閣議決定)」5頁aに列挙された28事業に含まれる手続	建設業の許可、経営事項審査に係る手続(国土交通省)
国土交通省	31189	建築確認	建築基準法	6 民間事業者等	4-2 独立行政法人等又は地方等	1-1 実施済	1 約10万件以上	2-1 約1万件以上 約10万件未満	建築物を建築しようとする場合、建築主は指定確認検査機関等の審査機関に対して、工事前手前にその計画が建築基準関係規定に適合するものであることの確認を受けるもの。	(1)「規制改革実施計画(令和3年6月18日 閣議決定)」5頁aに列挙された28事業に含まれる手続	建築基準法に基づく建築確認、建築設備・昇降機等の定期検査の結果の報告、大臣認定手続のオンライン化(国土交通省)
国土交通省	33925	自動車検査証の記載事項の変更について自動車検査証の記入(検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。)	道路運送車両法	7 国民等、民間事業者等	1 国	1-1 実施済	382,220	0	車検証の記載事項に変更があった場合に使用者が記載の変更を受けるもの	(6)合理的な理由から計画の策定自体が困難である手続	既に基本計画を策定している自動車の変更登録(33626)、移転登録(33627)に含まれる手続の一部も、本項目の手続件数に含まれているが、これらを除いた手続件数は6万件程度であり、10万件を下回るため、基本計画の策定は不要。
環境省	43814	捕獲等又は採取等の結果の報告	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	7 国民等、民間事業者等	4-3 国又は地方等	2-1 未実施	集計中		鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可を受けた者が、その許可の有効期間が満了したとき、国又は地方公共団体に捕獲等又は採取等の結果を報告するもの。	(7)合理的な理由から令和3年10月までに計画の策定が困難な手続	現在のところ、オンライン化の開始時期がほぼ見通せない手続である(地方自治体によってオンライン化の状況が異なり、今後オンライン化を導入する自治体においてその開始時期が不明であるため)。正確な件数は現在集計中であるが、手続件数が10万件以上の規模になることも想定されること、基本計画の策定の要否について検討を行っている。基本計画策定を行う場合には、正確な手続件数・規模も明らかにした形で基本計画を策定する。また、次回以降の棚卸調査の回答にあたっては、可能な限り正確な件数、規模を回答できるように集計方法についても今後検討する。



所管府省	手続ID	手続名	根拠法令	手続主体	手続の相手	オンライン化の実施状況	(令和元年度)総手続件数	(令和元年度)オンライン手続件数	手続の概要	基本計画策定の対象外、又は策定が困難とする理由	基本計画策定の対象外、又は策定が困難とする理由の詳細
環境省	43819	狩猟者登録の申請	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	7 国民等、民間事業者等	3 地方等	2-1 未実施	集計中		狩猟者登録を受けようとする者が、都道府県に狩猟者登録の申請を行うもの。	(7) 合理的な理由から令和3年10月までに計画の策定が困難な手続	現在のところ、オンライン化の開始時期がほぼ見通せない手続である(地方自治体によってオンライン化の状況が異なり、今後オンライン化を導入する自治体においてその開始時期が不明であるため)。正確な件数は現在集計中であるが、手続件数が10万件以上の規模になることも想定されるところ、基本計画の策定の要否について検討を行っている。基本計画策定を行う場合には、正確な手続件数・規模等も明らかにした形で基本計画を策定する。また、次回以降の棚卸調査の回答にあたっては、可能な限り正確な件数、規模を回答できるように集計方法についても今後検討する。
環境省	43822	鳥獣捕獲許可申請	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	7 国民等、民間事業者等	4-3 国又は地方等	2-1 未実施	集計中		鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等を行う者が、国又は地方公共団体に捕獲等又は採取等の許可申請を行うもの。	(7) 合理的な理由から令和3年10月までに計画の策定が困難な手続	現在のところ、オンライン化の開始時期がほぼ見通せない手続である(地方自治体によってオンライン化の状況が異なり、今後オンライン化を導入する自治体においてその開始時期が不明であるため)。正確な件数は現在集計中であるが、手続件数が10万件以上の規模になることも想定されるところ、基本計画の策定の要否について検討を行っている。基本計画策定を行う場合には、正確な手続件数・規模等も明らかにした形で基本計画を策定する。また、次回以降の棚卸調査の回答にあたっては、可能な限り正確な件数、規模を回答できるように集計方法についても今後検討する。
環境省	44322	狩猟の結果報告	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	7 国民等、民間事業者等	3 地方等	2-1 未実施	1 約10万件以上		狩猟者登録を受けた者が、その狩猟者登録の有効期間が満了したとき、都道府県に狩猟の結果を報告するもの。	(7) 合理的な理由から令和3年10月までに計画の策定が困難な手続	現在のところ、オンライン化の開始時期がほぼ見通せない手続である(地方自治体によってオンライン化の状況が異なり、今後オンライン化を導入する自治体においてその開始時期が不明であるため)。
環境省	無	電子マニフェストの登録	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	産業廃棄物排出事業者、収集運搬業者及び処分業者	情報処理センター(公益財団法人日本廃棄物処理振興センター)	240,099事業者が加入	約5,000万件(電子マニフェスト+紙マニフェストの年間推計使用件数)	31,304,330件	産業廃棄物の排出事業者、収集運搬業者、処分業者がそれぞれ情報処理センターに電子マニフェストの利用申込を行い、産業廃棄物管理票(マニフェスト)の電子情報を排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が情報処理センターを介したネットワーク上で送受信し、排出事業者が産業廃棄物の排出から最終処分までの流れを一貫して把握・管理するもの。	(1)「規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定)」5頁aに列挙された28事業に含まれる手続	産業廃棄物のマニフェスト制度(環境省)